

ディスクロージャー誌

2024



JA うご新成園芸組合
設立 50 周年記念式典



J A う ご

は じ め に

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A うごは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌2024を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月 うご農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J A の プロフィール

| | |
|------------|------------------|
| ◇設 立 | 平成10年6月1日 |
| ◇本 店 所 在 地 | 雄勝郡羽後町足田字泉田45番地1 |
| ◇出 資 金 | 5億3千万円 |
| ◇総 資 産 | 87億円 |
| ◇単体自己資本比率 | 21.93% |
| ◇組 合 員 数 | 1,489人 |
| ◇役 員 数 | 12人 |
| ◇職 員 数 | 41人 |

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| あ い さ つ | 1 |
| 1. 経 営 理 念 | 2 |
| 2. 経 営 方 針 | 2 |
| 3. 経 営 管 理 体 制 | 3 |
| 4. 事 業 の 概 況 (5 年 度) | 3 |
| 5. 農 業 振 興 活 動 | 8 |
| 6. 地 域 貢 献 情 報 | 9 |
| 7. リ ス ク 管 理 の 状 況 | 10 |
| 8. 自 己 資 本 の 状 況 | 13 |
| 9. 主 な 事 業 の 内 容 | 14 |

【経 営 資 料】

I 決 算 の 状 況

| | |
|--|----|
| 1. 貸 借 対 照 表 | 21 |
| 2. 損 益 計 算 書 | 22 |
| 3. キャッシュ・フロー計算書 | 23 |
| 4. 注 記 表 | 25 |
| 5. 剰余金処分計算書 | 38 |
| 6. 部 門 別 損 益 計 算 書 | 39 |
| 7. 財 務 諸 表 の 正 確 性 等 に か か る 確 認 | 41 |

II 損 益 の 状 況

| | |
|--|----|
| 1. 最 近 の 5 事 業 年 度 の 主 要 な 経 営 指 標 | 42 |
| 2. 利 益 総 括 表 | 43 |
| 3. 資 金 運 用 収 支 の 内 訳 | 43 |
| 4. 受 取 ・ 支 払 利 息 の 増 減 額 | 43 |

III 事 業 の 概 況

| | |
|---|----|
| 1. 信 用 事 業 | 44 |
| (1) 貯 金 に 関 す る 指 標 | 44 |
| ① 科 目 別 貯 金 平 均 残 高 | |
| ② 定 期 貯 金 残 高 | |
| (2) 貸 出 金 等 に 関 す る 指 標 | 44 |
| ① 科 目 別 貸 出 金 平 均 残 高 | |
| ② 貸 出 金 の 金 利 条 件 別 内 訳 残 高 | |
| ③ 貸 出 金 の 担 保 別 内 訳 残 高 | |
| ④ 債 務 保 証 見 返 額 の 担 保 別 内 訳 残 高 | |
| ⑤ 貸 出 金 の 使 途 別 内 訳 残 高 | |
| ⑥ 貸 出 金 の 業 種 別 残 高 | |
| ⑦ 主 要 な 農 業 関 係 の 貸 出 金 残 高 | |
| ⑧ 農 協 法 に 基 づ く 開 示 債 権 の 状 況 及 び 金 融 再 生 法 開 示 債 権 区 分 に 基 づ く 債 権 の 保 全 状 況 | |
| ⑨ 元 本 補 て ん 契 約 の あ る 信 託 に 係 る 農 協 法 に 基 づ く 開 示 債 権 の 状 況 | |
| ⑩ 貸 倒 引 当 金 の 期 末 残 高 及 び 期 中 の 増 減 額 | |
| ⑪ 貸 出 金 償 却 の 額 | |
| (3) 内 国 為 替 取 扱 実 績 | 48 |
| (4) 有 価 証 券 に 関 す る 指 標 | 48 |
| ① 種 類 別 有 価 証 券 平 均 残 高 | |
| ② 商 品 有 価 証 券 種 類 別 平 均 残 高 | |
| ③ 有 価 証 券 残 存 期 間 別 残 高 | |

| | |
|---|----|
| (5) 有価証券等の時価情報等 | 48 |
| ① 有価証券の時価情報等 | |
| ② 金銭の信託の時価情報等 | |
| ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 | |
| 2. 共済取扱実績 | 49 |
| (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高 | |
| (2) 医療系共済の共済金額保有高 | |
| (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高 | |
| (4) 年金共済の年金保有高 | |
| (5) 短期共済新契約高 | |
| 3. 農業・生活その他事業取扱実績 | 51 |
| (1) 購買事業取扱実績 | |
| ① 買取購買品 | |
| (2) 販売事業取扱実績 | |
| ① 受託販売品 | |
| ② 買取販売品 | |
| (3) 保管事業取扱実績 | |
| (4) 利用事業取扱実績 | |
| (5) その他の事業取扱実績 | |
| IV 経営諸指標 | |
| 1. 利益率 | 54 |
| 2. 貯貸率・貯証率 | 54 |
| 3. 職員1人当たり指標 | 54 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| V 自己資本の充実の状況 | |
| 1. 自己資本の構成に関する事項 | 55 |
| 2. 自己資本の充実度に関する事項 | 57 |
| 3. 信用リスクに関する事項 | 59 |
| 4. 信用リスク削減手法に関する事項 | 63 |
| 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 64 |
| 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 | 64 |
| 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | 65 |
| 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | 66 |
| 9. 金利リスクに関する事項 | 66 |
| VI 連結情報 | 67 |
| 【J A の概要】 | |
| 1. 機構図 | 68 |
| 2. 役員構成（役員一覧） | 69 |
| 3. 組合員数 | 69 |
| 4. 組合員組織の状況 | 69 |
| 5. 特定信用事業代理業者の状況 | 70 |
| 6. 地区一覧 | 70 |
| 7. 沿革・あゆみ | 70 |
| 8. 店舗等のご案内 | 70 |
| 法定開示項目掲載ページ一覧 | 71 |

ご あ い さ つ

令和5年度は、今まで経験したことのない猛暑により、各作物の管理や収穫作業など厳しい環境下での営農でありました。特にJAうごの主幹作物の米については、高温障害による等級落ちの米が多く発生し、平成22年産米以来となる1等米比率90%を切る状況でありましたし、収穫量に於いても2年続けての作況97となり、品質、量とも厳しい結果でありました。



こうした環境下の中でしたが、JAうごの生産者の「サキホコレ」が秋田県産米品評会で最優秀賞を受賞するなど、JAうご産米の品質と栽培技術の高さを顕示してくださいました。更には県南地区の「あきたこまち」が4年振りに特Aに返り咲くなど明るい話題もありました。

一方で社会情勢に目を向けますと、コロナウィルス感染症が5類に移行され2年目となりました。人々の往来が活発となり、訪日者数が3ヶ月連続で300万人を超えるなど、社会全体がコロナ禍前以上の動きであり、インバウンド需要も旺盛であります。しかしながら急激な円安や未だに続くロシアによるウクライナ侵攻や、中東での紛争など、国際的な社会情勢の影響による原油高や生産資材の高止まりなどにより、営農や普段の生活でも経済的な負担が増えている状況が続いております。

国では、農政の憲法と言われている「食料、農業、農村基本法」が4半世紀ぶりに改正され、先月国会で成立し6月5日に交付、施行されました。食料安保を基本理念に、農産物の価格転嫁や環境負荷軽減など改正法に沿った具体的な施策や予算が決って行くと思います。我々農業者にとって再生産可能で前向きになれる基本法となることを切に願って、これからも現場の声を届けて行きたいと思っております。

令和5年度もJA、農業を取り巻く環境は安泰な状況ではありませんでしたが、組合員皆様の営農活動や地域住民の生活が停滞しないように、行政はじめ関係機関との連携を強め、役職員ひとりひとりが自分の役割を果たすことに専念したことにより、事業利益6,726千円、未処分剰余金53,542千円となり、17,688千円の剰余金処分（案）を計上することができました。

今後の地域農業を維持・向上するには、農業再生協議会の運営のように行政と一体となった強固な関係を基にした、農業振興策の構築が必要であると思っております。

この地で安心して農業を営み、次の世代にしっかりと引き渡せるために、JAうごの方向性を組合員の皆さんに示しながら、地域になくってはならないJA運営に努めます。引き続き特段のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6年7月

うご農業協同組合

代表理事組合長 佐々木 常 芳

1. 経営理念

- JAうごは、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- JAうごは、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- JAうごは、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

〔基本理念〕

JAうごは、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇JAうごは、人を大切にします。
- ◇JAうごは、自然を大切にします。
- ◇JAうごは、社会の発展に貢献します。
- ◇JAうごは、豊かな暮らしの実現に貢献します。

〔基本姿勢〕

- ◇みなさまから信頼されるJA
- ◇地域から必要とされるJA
- ◇社会に誇れるJA をめざします。

2. 経営方針

◇営農・経済事業部門

担い手経営体に出向く体制を整備し、担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の取り組みを強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。

さらに地域内消費者を中心とした加工・小売業者への販売など直接販売の拡大、GI（地理的表示保護制度）への登録を通じた農畜産物の高付加価値化、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」、低コスト生産技術の開発を通して、組合員の所得増大の実現を目指します。これらの取り組みを着実に実施するために、経営資源を営農・経済事業部門に重点化し、体制を強化します。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用率No.1をめざします。

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の皆様で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。

また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事の登用を行っています。また、全事業について全理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和5年度）

営農指導事業

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染状況は落ち着きを見せ経済活動が回復に向かいましたが、依然として不確定要因が多く残る状況でした。また、国際情勢の不安定さも影響を与え、エネルギー価格の上昇や為替変動が農業経営に影響を及ぼしました。

気象面では、春先から夏にかけての異常気象が農作物の生育に影響を与え、農業経営にとって厳しい年となりました。水稻関係では、気象条件の不順により収穫量が減少し、農業収入に打撃を与えましたが、新品種の導入や技術革新により、生産効率の向上に努めました。

野菜園芸関係では、需要の変動や気象条件の影響を受けながらも、農産物の安定供給に努め、販売実績を確保しました。特に、市場ニーズに対応した生産計画の立案や品質管理の強化により、需要に迅速かつ柔軟に対応する体制を整えました。

花き関係では、施設の効率的な運用やマーケットとの連携強化により、安定した販売を実現しました。さらに、新たな販路の開拓やブランディング活動に積極的に取り組みました。

畜産関係では、市況の変動や需要の変化に対応しながら、生産効率の向上と価値の最大化に取り組みました。特に、飼料会社の手厚い補助の活用など、生産コストの削減と生産性の向上に努めました。

生活事業では、地域コミュニティの活性化や食育プログラムの展開、助けあい活動の推進など、多岐にわたる事業を展開しました。地域の特性やニーズに合わせた取り組みを通じて、地域住民の生活や健康の向上に貢献しました。

担い手関係では、新規就農者や若手農業者の支援を強化し、持続可能な農業経営の実現に向けた取り組みを推進しました。具体的には、経営計画の策定支援や農業技術の研修などを通じて、農業経営者のスキル向上を支援しました。

指導体制の強化や関係機関との連携強化を通じて、農業生産の安定化と地域の持続的な発展に向けた取り組みを行いました。今後も、社会情勢や市場環境の変化に柔軟に対応しながら、地域農業の発展に向けた努力を続けてまいりますので、引き続き組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

信用事業

本年度は各機関の協力を得て、スマホ教室等を5回開催することができました。又、職域推進として地元企業に出向きJAアピールに努めました。

貯金部門では、新規利用者の獲得のため J Aバンクアプリ推進と共に、年金新規受給者口座獲得に努めましたが、前年実績対比97.6%となりました。

年金友の会活動については総会、グランドゴルフ大会を開催し、同全県大会にも参加する事ができました。

貸出金部門では、アグリマイティー資金等の農業資金関連、オートローン、教育ローン等の生活資金関連がともに伸びず前年実績対比95.3%となりました。

資産査定については昨年度同様、経営改善計画の進捗状況確認、経営指導等の個別対応を実施してまいりました。

共 済 事 業

| | | | |
|--------------|-------------|------|-------|
| 長期共済新契約高（保障） | 89,123万円 | 計画対比 | 47.4% |
| （ポイント換算） | 194,900P | 計画対比 | 64.9% |
| 長期共済保有高（保障） | 2,782,106万円 | 計画対比 | 99.3% |
| 短期共済（掛金） | 105,503千円 | 計画対比 | 93.1% |
| （ポイント換算） | 739,800P | 計画対比 | 82.2% |

令和5年度の共済事業推進は J A共済3ヶ年（令和4年度から令和6年度）普及活動計画にそって令和4年度同様、組合員・利用者に「寄り添い」、包括的な安心を「届け」、農業・地域社会とより広く、より深く「繋がっていく」ことで組合員・利用者一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供に取り組んで参りました。

長期共済・短期共済ともに、地域組合員の皆様への安心と安全をはかるための保障提案を進めて参りましたが、推進目標の達成には及ばず、また既契約の減少に歯止めをかけることができず目標達成には至りませんでした。

共済事業の取組事項の1つである地域振興の一環として、2月に管内の園児を対象とした「ねんちょうさんあつまれ（超神ネイガー交通安全教室）」を開催し、地域貢献・交通安全啓蒙活動に取り組みました。

購 買 事 業

計画対比 99.9%

前年対比 99.7%（供給高ベース）

令和5年度は、昨年度より続く原料価格高騰により肥料の供給高は伸びましたが、猛暑の影響による収穫量の落ち込みにより包装資材・保温資材が計画対比減となりました。

「肥料の安定供給」「農薬の超大型規格推進」を展開し農家所得向上に努めました。

更に予約回収率を高め安定供給・原価算入・供給高確保に努めました。

生活事業では暖冬の影響により、石油製品が計画対比減となりました。

L Pガス事業ではあんしんキャッチ24を導入し、ほぼ100%の設置となり、利用者の皆様の保安確保に努めました。

販 売 事 業

◇米 穀 関 係

- ・集荷数量 49,032.5俵（種子粳・二番米・くず米等除く）
- ・集荷率 92.8%
- ・一等米比率 85.9%
- ・販売実績 589,731千円

米穀販売事業においては、需要に応じた米生産と販売計画の策定を念頭に、実需者からのニーズに応えられるよう販売を進めました。令和5年産米は作況指数の落ち込みによる品薄感、日本穀物検定協会が実施した令和5年産米の食味ランキングにおいて県南地区のあきたこまちが特Aの評価を受けたこと等が重なり、引き合いが強まっています。需給バランスが上向く兆しは見え始めているものの、転作の目安に基づき飼料用米・政府備蓄米等、新規需要米への取り組みを継続しました。

J A直接販売米においては、前述の影響から事前販売計画数量以上に引き合いがあり、委託共計販売の契約数量バランスを意識した中で積極的な販売を展開し、農家還元財源の確保に努めております。

また、全農あきたを仲介役とした委託共計販売は指定卸との結びつきを強めた複数年契約や収穫前契約を締結するなど「高品質・良食味米」を活かした安定販売を継続して取り組みました。

精米販売は地元学校給食、病院、道の駅「端縫いの郷」等への販売と、ふるさと納税返礼品としてのアイテム数を充実させたことで取扱数量が増加しました。年間契約者の確保と販路拡大、「うご産米」の美味しさを全国にお届けするため、今後も米穀事業へのご理解とご協力をお願い致します。

◇青 果 物 関 係

- ・青果物販売計画 534,060千円
- ・青果物販売実績 541,426千円
- ・計 画 対 比 101.4%

令和5年度の販売金額を前年対比94.3%の534,060千円に設定し、目標金額の達成を最重要課題と位置付け、各部会組織と連携をとりながら事業を展開してまいりました。

天候不順により単収の確保ができなかった品目がある一方、影響を受けずに実績が大幅に伸びた品目もありましたが、取引市場各社の販売努力もあり相対的には堅調な販売となりました。

世界的なエネルギー・食料価格の高騰など、事業運営に様々な課題がありましたが、関係各社と連携しながら安定供給とコスト削減に努めた結果、計画を上回る結果を残すことができました。

日曜・祝日の出荷対応については、部会生産組織担当者の負担を軽減すべく、営農販売課職員のシフトによる出務を行いました。生産部会員各位のご協力に感謝申し上げます。

以下に、重点品目の生産販売概況を記載いたします。

【西 瓜】

雪解けが早く高気温が続き作業工程の前倒しが予想されましたが、各作型ともに設定した時期に定植作業が開始されました。定植後の4月下旬から5月上旬は低温となり、また大雨の為、活着遅れや生育停滞が若干みられたものの、5月中旬には気温が高まり生育が回復しました。交配時期では、断続的に降雨が続き日照時間は少なめでしたが、気温が高かったため着果は良好でした。梅雨時期の長雨、梅雨明け後の記録的な猛暑で樹勢が低下し、そのため小玉傾向となりました。西瓜全体の実績につきましては、販売重量は前年対比96.1%の765 t、販売金額92.8%の213,129千円となりました。

【きゅうり】

ハウス抑制栽培では4月中旬からの定植となり、低温による影響で生育に遅れが生じ、5月下旬から6月上旬にかけての長雨と温度の確保の難しさにより出荷量が伸び悩みましたが、6月中旬以降は好天に恵まれ、出荷量は増加しました。

露地栽培では定植作業が例年通り進行し、防除により高温障害の影響を最小限に抑え、収量への影響はありませんでした。ただし、一部の圃場で8月後半に炭疽病の発生が見られ出荷量が減少しました。また、高温による影響で太めの果形となり、秋の天候不順で樹勢が低下する傾向がありました。

販売単価は例年並みであり物価高や季節外れの寒波の影響にもかかわらず相場の波が穏やかでした。販売数量は計画の99%にとどまりましたが、販売金額は103%に達しkgあたり342円を確保することができました。

【枝 豆】

極早生、早生品種は前倒し傾向での出荷となりました。7月前半までは順調に見えましたが、その後の大雨で湿害、更にその後の高温により高温障害、病害虫の大量発生による虫害が原因で収量を大幅に落とす結果となりました。

市場価格は8月に入って下落傾向でしたが盆過ぎ以降、全国的に枝豆が激減した影響もあり価格が回復し3,714円の高単価を記録しました。

販売数量は計画対比94%の78.6 t、販売金額は計画対比97%の56,787千円の実績となりました。

【オ ク ラ】

オクラの売上は前年度比1%減の48,000千円となりました。オクラレシピコンテストやオクラ新品种「ジュピター」の取り組みを通じて、秋田のオクラの魅力を広く発信しました。

5月にはオクラレシピコンテストを開催し、オクラを使った多彩なレシピを提案していただきました。6月にはオクラ新品种「ジュピター」の収穫を開始し、収穫収益増加に期待が寄せられています。

7月にはひばり野オクラツアーを開催し、参加者にオクラの栽培現場を体感していただきました。今後ますます栽培技術と販売戦略を磨き上げ、秋田県内のお客様にオクラの美味しさを広くお届けしていきます。

【花 き】

主力品目であるトルコギキョウは、数量187千本（前年比96%）、金額44,377千円（前年比91%）となりました。また、ストックは数量136千本（前年比63%）、金額13,402千円（前年比61%）と残念な結果となりました。

新型コロナウイルスの影響緩和に伴い、市場研修を3回実施しました。関東市場研修、秋田生花市場研修、札幌花き園芸市場研修には計10名が参加しました。

過去に類を見ない酷暑の影響で、夏場から花の出荷量が大きく減少し販売額も大幅に減少しました。しかし、生産コストの増加に対応しつつ運送コストの低減を目指し、トルコギキョウ横箱輸送試験を2回実施しました。

さらに、農研機構との共同試験としてトルコギキョウ開花予測の試験を開始し、今後も継続実施する予定です。

新型コロナウイルスの影響緩和に伴い事業計画通りに進捗し、11月には齋藤伸一部会長の「顕彰状受賞祝賀会」を開催しました。

また、「生花店×JAうご」の初コラボレーションとして「JAうご産スターチスフェア」を6月に開催し、秋田市の生花店「フローリストナチュラル」で行われたフェアの内容がテレビ放送されました。

今年度は様々な困難に直面しましたが、効果的な施策を実施した結果、数量9,100千本（前年比80%）、金額1,066,310千円（前年比85%）の実績を残す事ができました。

◇畜産関係

- ・畜産物販売計画 487,568千円
- ・畜産物販売実績 482,091千円
- ・計画対比 98.8%

令和5年度は飼料価格の高騰・光熱費の値上げが畜産経営に大きく影響しました。国や県、飼料会社の支援に取り組みながら、飼養コスト上昇を少しでも緩和できるよう事務を進めました。

肥育牛は計画出荷頭数109頭に対し、実出荷頭数123頭（北日本くみあい飼料委託牛含む）、販売金額は計画対比90%の131,074千円でした。肉質や枝肉の歩留基準値により枝肉価格にバラツキが見られました。安定した単価を確保するための飼養技術の高位平準化と肥育事故防止対策の向上が求められています。当JA管内での出荷頭数は70頭であり、平均枝肉重量が522.7kg、上物率においては99%の成績となっております。

子牛については計画販売頭数147頭に対し124頭の出荷となっております。枝肉価格の下落に伴い、子牛市場のセリ価格に大きく影響がありました。販売金額は計画対比で70.7%の66,562千円となっております。

スモール・経産牛はともに計画を上回る出荷頭数となっております。販売金額はスモールが計画対比113.6%の19,212千円、経産牛が166.3%の35,507千円となっております。

肉豚は頭数・金額ともにほぼ計画通りの実績を確保できました。年間を通して単価が安定したことに加え、猛暑による事故の心配がありましたが暑熱対策を行い、子豚数の安定した頭数を供給することができました。

保管事業

- ・年度末出庫率 62.1%（JA直販米含む）
- ・年度末在庫 18,650俵（JA直販米含む）

既存倉庫の経年劣化等により品質管理は様々な課題が存在しますが、温湿度管理、庫内外清掃、防鼠・防害虫など適切な米穀管理等の対策を実施し、品質管理の徹底に努めました。

利用事業

組合員が安心して利用できる施設運営を進め、稼働中の事故防止に努めました。また、事業ごと適正な運営を心がけ、施設の老朽化対策と費用の圧縮を図りました。

5. 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

農業者の所得増大と農業生産の拡大を図り、持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現を目指します。

- ① J Aの総合力を生かした農業経営支援体制の確立
- ② 水田のフル活用による選ばれる米産地づくり
- ③ 園芸拠点整備による所得の安定・最大化
- ④ 生産資材事業改革によるコスト低減の推進
- ⑤ 行政機関や関係団体と連携した地域農業の振興
- ⑥ 豊かで暮らしやすい地域社会の実現

◇地域密着型金融への取り組み

- ① J A内事業間連携体制の構築・拡充等によるメイン強化先・担い手経営体等との関係強化
- ② 利用者の満足度・信頼度の重視
- ③ 高齢者等への金融サービスの提供（地域貢献）

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ① 生産履歴記帳運動

農産物の安全性・信頼性を高めるために生産工程を明らかにする生産履歴記帳を行い、その情報を取引先や消費者に提供しております。

- ② ポジティブリスト制度への対応

安全・安心な農産物を消費者に提供するために、残留農薬やドリフト（農薬飛散）による周辺作物への影響を防止するために、営農指導並びに広報・チラシでの呼びかけを実施しております。

◇担い手・新規就農者への支援

行政や農業団体と連携し農業の中核となる後継者対策を実施しております。

◇農業関連融資の状況

国の補助事業とタイアップした大型融資や認定農業者を対象とした農業近代化資金・スーパーL資金などを中心に融資しております。

◇地産地消・食育の取り組み

- ・「伝統食料理教室」や、管内小学校と「餅つき交流会」を行うなど地域交流を深めております。
- ・学校農園においては、管内小学校を対象に田植えや稲刈り体験授業をおこなうことにより、地産地消・国産国産運動と食育活動を行っております。

6. 地域貢献情報

① 地域貢献の全般に関する事項

当JAは、新成・明治・元西を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や、地域公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

② 文化的・社会的貢献に関する事項

1. 文化的・社会的貢献に関する事項

- 町主催のイベントや、地域の祭典への協賛・後援
- JA青年部による学校農園への指導
- 中学生・高校生の職場体験の受入

2. 利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会

当JAを年金受給金融機関に指定されている方を対象としています。会員は下記の通りです。

(会員数は令和6年4月末時の人数)

- 新成 → 310名
- 明治 → 261名
- 元西 → 189名

- 助けあいグループ福寿草

JAうご合併と同時に発足し、協力会員12名で活動しています。当JA管内在住のおおむね70歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯、またはこれに準じる世帯へのミニディサービス等を年9回行っています。

3. 情報提供活動

- 広報「うごだより」を月1回発行
- ホームページやブログによる情報の開示

<http://www.ja-ugo.jp/>

4. 店舗体制（令和6年7月現在）

- 本所……秋田県雄勝郡羽後町新町字野町1（信用共済事務所）
- ATM1台設置（新成）

7. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、管理課に二次査定担当者を配置し連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「情報セキュリティ基本方針」、および関連規定等に基づき、適切な体制を構築しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹

底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口・信用事業（電話：0183-62-5832）

・共済事業（電話：0183-62-5830）

（月～金 9時～17時）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

仙台弁護士会

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの全部門すべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年3月末における自己資本比率は、21.93%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|--------------------|
| 発 行 主 体 | うご農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 539百万円（前年度 548百万円） |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

【貯金商品一覧】

| | |
|----------|--|
| 普通貯金 | お預け入れ・お引き出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能がご利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。 |
| 総合口座 | 「ためる、使う、借りる」をひとつにした万能口座です。普通貯金と、定期貯金とが一冊の通帳でご利用できます。 |
| 貯蓄貯金 | 普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。お預け入れ残高に応じて、金利が段階的に高くなります。 |
| スーパー定期 | いくらからでもお預け可能な、身近な定期貯金です。お預け入れ時の金利が満期日まで変わらない確定利回りです。期間は1か月～10年以内で3年以上のものは半年複利で計算されとても有利です。 |
| 大口定期貯金 | 最低預入金額が1千万円以上の貯金です。市場金利を反映した有利な利率で運用し、多額の資金をさらに大きく増やす貯金です。 1か月～10年以内の期間でプランにあわせてお預け入れできます。 |
| 期日指定期貯金 | 据置期間（1年）を経過すれば最長3年までの間、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部解約の取り扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算しますので、長く預けるほど有利です。 |
| 変動金利定期貯金 | 6か月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。満期までの期間中に、金利が上昇すれば、固定金利の商品よりも有利に運用することができます。ただし、金利下降時には固定金利よりも低くなることもあります。お預け入れ期間は1年～3年で、お利息を半年複利で計算します。 |
| 積立定期貯金 | 将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。「エンドレス型」「満期型」「年金型」があります。 |
| 定期積金 | 将来の生活設計のため、ご結婚の準備、事業の拡張など長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月～10年以下となっています。 |

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

【貸出金商品一覧】

| | |
|------------------|--|
| J A住宅ローン | 貸出金額 …… 10,000万円以内 貸出期間 …… 40年以内 秋田県農業信用基金協会・協同住宅ローン(株)いずれかの保証と土地・建物等の融資対象物件の担保を徴します。 |
| J A 農機 ハウスローン | 貸出金額 …… 1,000万円以内の所要額以内 貸出期間 …… 10年以内 秋田県農業信用基金協会の保証となります。 |
| 農業近代化資金 | 貸出金額 …… 県の定めによる（個人 … 1,800万円以内） 貸出期間 …… 対象物件の法定耐用年数 秋田県農業信用基金協会の保証となります。 |
| アグリマイティー 資金 | 貸出金額 …… 事業費の範囲内 貸出期間 …… 10年以内（個別協議により25年以内可） 秋田県農業信用基金協会の保証と必要に応じ担保・個人連帯保証を徴します。 |
| J Aマイカー ローン | 貸出金額 …… 10万円～1,000万円以内 貸出期間 …… 10年以内ただしジャックス保証は15年以内 秋田県農業信用基金協会・(株)ジャックス・三菱UFJニコス(株)いずれかの保証となります。Web申込にも対応しております。 |
| J A教育ローン | 貸出金額 …… 10万円～1,000万円以内 貸出期間 …… 15年以内ただしジャックス保証は16年10ヵ月以内 秋田県農業信用基金協会・(株)ジャックス・三菱UFJニコス(株)いずれかの保証となります。Web申込にも対応しております。 |
| J Aフリーローン | 貸出金額 …… 10万円～500万円以内 貸出期間 …… 6ヶ月以上10年以内 秋田県農業信用基金協会・(株)ジャックス・三菱UFJニコス(株)・クレディセゾンいずれかの保証となります。 |

◇為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【各種サービス一覧】

| | |
|----------------|---|
| J A キャッシュサービス | キャッシュカードで、全国のJ A、信連、農林中金をはじめ、郵便局、都銀、地銀、第二地銀、信金、信組、労金、コンビニエンス・ストア等のC D（現金自動支払機）・A T M（現金自動預払機）で現金のお引き出し、残高照会ができます。 |
| 給与振込サービス | 給与、ボーナスがご指定口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカード等により必要なときにお引き出しができます。 |
| 自動受取・支払サービス | 各種年金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。公共料金やクレジットの利用代金、ローンの返済などをご指定の口座から自動的にお支払いいたします。 |
| J A カード | V I S A、M a s t e r c a r dと提携し、国内・国外を問わず、ショッピング、旅行、レジャーなどに幅広くご利用いただけるとともに、全国のJ Aや提携カード会社のC D・A T Mで「キャッシングサービス」をご利用いただけます。 |
| 自動集金サービス | 学費、駐車料、新聞代などご指定の口座から引き落としを行うとともに、お客様の取引先の指定口座に自動的にお振込みいたします。 |
| 定額自動送金サービス | 授業料、家賃、仕送りなど一定金額を毎月一定日にご指定の口座から引き落とし、ご指定の受取先に自動的にお振り込みいたします。 |
| デビットカードサービス | J - D b i t（ジェイデビット）の加盟店でお買物やご飲食をした際、今お持ちの普通貯金のキャッシュカードを提示して、暗証番号を入力するだけで、現金を引き出さずにお支払いができます。 |
| J A ネットバンクサービス | インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンから、平日、土・日曜日、祝祭日を問わず（所定の休止時間を除く）、残高照会やサービス振込・振替などの各種サービスが気軽に御利用できます。 |

◇手数料一覧

JAうご 各種手数料一覧表 (2024/4/1)

●表示手数料は、税込（税率10%）の金額です。

■振込手数料

| お振込み先 | 扱い別 | お振込み金額 | 窓口 | ATM | JA個人IB |
|-----------------|-------|--------|-----|-----|--------|
| 当JA同一店 | 電信・文書 | 3万円未満 | 220 | 無料 | 無料 |
| | | 3万円以上 | | | |
| 他金融機関 (系統含む) | 電信・文書 | 3万円未満 | 550 | 440 | 330 |
| | | 3万円以上 | 770 | 660 | 550 |

■定時自動送金サービス

| お振込み先 | 送金額 | 手数料 |
|----------|---------|-----|
| 当JA同一店あて | 金額に関わらず | 55 |
| 他金融機関あて | 3万円未満 | 440 |
| | 3万円以上 | 660 |

■両替手数料

| 両替枚数 | 手数料 |
|-----------------|-----|
| 1枚 ~ 300枚 | 0 |
| 301枚 ~ 500枚 | 330 |
| 501枚 ~ 1,000枚 | 550 |
| 1,001枚 ~ 2,000枚 | 770 |
| 以降1,000枚毎 | 330 |

■未利用口座管理手数料

| 種類 | 手数料 |
|----------------|-------------|
| 未利用口座管理手数料(年間) | 1件につき 1,320 |

2021年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座含む）および貯蓄貯金口座で、お預入れやお引出し（当該口座のお利息入金や本手数料の引落しを除きます）、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。

ただし、以下に該当する口座は対象となりません。

- ・貯金残高が1万円以上の当該口座
- ・当組合でお借入がある場合

■融資関連手数料（住宅関連資金）

| 名称 | 内容 | 手数料 |
|-----------------------|---------------------|--------|
| 全額繰上返済 | 残高 100万円未満 | 無料 |
| | 残高 100万円以上500万円未満 | 11,000 |
| | 残高 500万円以上1,000万円未満 | 22,000 |
| | 残高 1,000万円以上 | 33,000 |
| 条件変更手数料 | 1件につき | 3,300 |
| 金利選択に係る手数料 | 1件につき | 5,500 |
| 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 | 1通につき | 220 |

■代金取立・送金手数料

| 代金取立・送金小切手による送金 | 手数料 | |
|-----------------|-------|------|
| | 普通扱い | 至急扱い |
| 電子交換 | 880 | |
| 個別取立 | 1,100 | |

■その他諸手数料

| 種類 | 内容 | 手数料 |
|----------|-------|-------|
| 送金・振込組戻料 | 1件につき | 1,100 |
| 不渡手形返却料 | 1件につき | 1,100 |
| 取立手形組戻料 | 1件につき | 1,100 |

■各種発行手数料

| 種類 | 内容 | 手数料 |
|---------|--------|-----|
| 残高証明書 | 1通につき | 220 |
| 取引履歴照合表 | 1口座につき | 440 |

■再発行手数料

| 種類 | 内容 | 手数料 |
|------------|----------|-------|
| 通帳・証書 | 1冊・1通につき | 1,100 |
| ICキャッシュカード | 1枚につき | 1,100 |
| 一体型JAカード | 1枚につき | 1,100 |

■保証に伴う手数料（住宅関連資金）

| 名称 | 協同住宅ローン |
|-----------|---------|
| 事務手数料 | 33,000 |
| 一部繰上返済手数料 | 5,500 |
| 全額繰上返済手数料 | 11,000 |

戻し保証料を超えない範囲で、繰上返済手数料は差引徴収されます。

■当JA発行のキャッシュカードをご利用いただいた場合の手数料（1回につき）

| ご利用ATM | お取引 | 時間帯 | 手数料 | |
|--|--------------|----------------------|-------------------|-----|
| 県内JA ATM | お引出し お預入れ | 各ATMの営業時間（曜日・時間外問わず） | 無料 | |
| 他県JA ATM | お引出し お預入れ | | | |
| セブン銀行・ローソン・ イーネット（ファミリーマート内設置） ATM | お引出し お預入れ | 平日 | 8:45 ~ 18:00 | 110 |
| | | 土曜日 | 9:00 ~ 14:00 | |
| | | 平日・土曜日の時間外・日曜日・祝日 | 220 | |
| ゆうちょ銀行ATM | お引出し お預入れ | 平日 | 8:45 ~ 18:00 | 110 |
| | | 平日の時間外・土曜日・日曜日・祝日 | | 220 |
| 秋田あったかネットATM（注1） | お引出し | 平日 | 8:45 ~ 18:00 | 無料 |
| | | 平日の時間外・土曜日・日曜日・祝日 | | 110 |
| 他金融機関ATM（注2） （秋田あったかネット除く） | お引出し | 平日 | 8:45 ~ 18:00 | 220 |
| | | | 18:00 ~ 21:00 | 330 |
| | | 土曜日 | 9:00 ~ 14:00 | 220 |
| | | | 14:00 ~ 17:00 | 330 |
| 三菱UFJ銀行ATM | お引出し | 平日 | 8:45 ~ 18:00 | 無料 |
| | | | 平日・土曜日の時間外・日曜日・祝日 | |

* ATMの稼働時間は、設置場所により異なりますのでご注意ください。
* ATMでの『残高照会』、『両替』は無料です。

（注1）『秋田あったかネット』加盟金融機関

- ①秋田銀行
- ②秋田信用金庫
- ③羽後信用金庫
- ④秋田県信用組合

（注2）手数料が異なる場合がございます。詳細はご利用のATMの掲示等をご確認ください。

（注3）手数料が有料の時間帯の場合でも、JAバンク優遇プログラムにより、手数料が無料となる場合もございますので、詳しくはJA窓口までお問い合わせください。

〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

【長期共済商品一覧】

| | |
|----------|---|
| 終身共済 | 万一のときはもちろん、病気やケガなどへの備えも確かな生涯保障プランです。多彩な特約で、保障内容を自由に設計できます。 |
| 養老生命共済 | 万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。病気やケガも幅広く保障します。 |
| こども共済 | お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。29年4月からは、祖父母も契約者になることが可能となりました。 |
| 定期生命共済 | 一定期間（5年・10年）内の万一のときや、病気・ケガなどを手軽な掛金で保障するプランです。 |
| がん共済 | がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。 |
| 医療共済 | 一時金型に変わりました。短期入院やさまざまな費用がカバーできます。先進医療も手厚く保障します。加入しやすい引受緩和型もあります。 |
| 介護共済 | 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。まとまった資金を活用できる一時払プランもあります。 |
| 年金共済 | 生存中一定期間、または生涯にわたり年金を受け取ることができ、老後の生活資金準備のためのプランです。最低保障予定利率が設定されているので安心です。 |
| 建物更生共済 | 火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買換資金として活用できます。29年4月より実損てん補特約ができ、より保障が充実しました。 |
| 生活障害共済 | 病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障があります。 |
| 特定重度疾病共済 | 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保証します。 |
| 認知症共済 | 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。 |

【短期共済商品一覧】

| | |
|-------|---|
| 自動車共済 | 対人・対物賠償をはじめ、傷害保障（人身傷害保障、障害給付）、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。 |
| 自賠責共済 | 人身事故の被害者保護のため、法律ですべての自動車に加入が義務づけられている共済です。 |
| 火災共済 | 建物や家財が火災による損害を受けたときに保障される共済です。 |
| 傷害共済 | 日常のさまざまなアクシデントにより傷害を受けた時に保障される共済です。 |

〔農業関連事業〕

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷し、仲卸、量販店から消費者に販売しています。また、JAうご産あきたこまちは、組合員各位の努力により化学肥料だけに頼らず、堆肥散布による土づくりと品質を重視したGL網調整により、高品質・良食味米の評価を得ております。この良質米を基本とした最上級米商品企画も手掛けるなど、高品質農畜産物産地として位置づけられております。

◇購買事業

購買店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

〔営農・生活相談事業〕

◇営農指導相談

◇税務相談

◇営農計画、経営相談

◇くらしの相談

◇健康づくり

◇高齢者福祉活動

〔生活関連事業〕

◇店舗事業

◇石油（JA-S S）事業 など。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止

するための J Aバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々の J A等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国の J Aバンクが拠出した「J Aバンク支援基金^{*}」等を活用し、個々の J Aの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J Aバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023年3月末現在で4,708億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目 | 令和5年度 (6年3月31日) | 令和4年度 (5年3月31日) | 科 目 | 令和5年度 (6年3月31日) | 令和4年度 (5年3月31日) |
|------------------|--------------------|--------------------|------------------------|--------------------|--------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 1. 信用事業資産 | 7,109,151 | 7,283,352 | 1. 信用事業負債 | 7,289,350 | 7,464,575 |
| (1) 現金 | 78,846 | 84,865 | (1) 貯金 | 7,225,722 | 7,406,260 |
| (2) 預金 | 5,595,112 | 5,678,834 | (2) 借入金 | 3,024 | 5,488 |
| 系統預金 | 5,557,191 | 5,646,982 | (3) その他の信用事業負債 | 33,162 | 21,308 |
| 系統外預金 | 37,920 | 31,851 | 未払費用 | 197 | 312 |
| (3) 貸出金 | 1,431,468 | 1,502,667 | その他の負債 | 32,965 | 20,996 |
| (4) その他の信用事業資産 | 26,761 | 21,840 | (4) 債務保証 | 27,441 | 31,517 |
| 未収収益 | 4,099 | 3,643 | 2. 共済事業負債 | 39,091 | 41,099 |
| その他の資産 | 22,661 | 18,196 | (1) 共済資金 | 19,571 | 20,520 |
| (5) 債務保証見返 | 27,441 | 31,517 | (2) 未経過共済付加収入 | 19,495 | 20,552 |
| (6) 貸倒引当金 | △ 50,478 | △ 36,372 | (3) 共済未払費用 | 10 | 13 |
| 2. 共済事業資産 | 519 | 1,190 | (4) その他の共済事業負債 | 13 | 13 |
| (1) その他の共済事業資産 | 519 | 1,190 | 3. 経済事業負債 | 134,529 | 170,696 |
| 3. 経済事業資産 | 482,615 | 526,204 | (1) 経済事業未払金 | 25,776 | 29,799 |
| (1) 経済事業未収金 | 198,383 | 205,595 | (2) 経済受託債務 | 95,312 | 127,450 |
| (2) 経済受託債権 | 123,471 | 145,887 | (3) その他の経済事業負債 | 13,440 | 13,445 |
| (3) 棚卸資産 | 157,971 | 169,814 | 5. 雑負債 | 35,033 | 38,358 |
| 購買品 | 157,426 | 169,488 | (1) 未払法人税等 | 1,091 | 1,864 |
| 販売品 | 369 | 172 | (2) リース債務 | 8,196 | 10,385 |
| その他の棚卸資産 | 174 | 152 | (3) その他の負債 | 26,745 | 26,108 |
| (4) その他の経済事業資産 | 37,212 | 41,641 | 6. 諸引当金 | 29,987 | 41,712 |
| (5) 貸倒引当金 | △ 34,422 | △ 36,735 | (1) 賞与引当金 | 3,705 | 3,755 |
| 4. 雑資産 | 33,559 | 36,549 | (2) 退職給付引当金 | 15,498 | 15,026 |
| 5. 固定資産 | 438,317 | 439,716 | (3) 役員退職慰労引当金 | 10,784 | 22,930 |
| (1) 有形固定資産 | 432,606 | 435,349 | 7. 再評価に係る繰延税金負債 | 25,911 | 25,911 |
| 建物 | 673,430 | 668,015 | 負債の部合計 | 7,554,903 | 7,782,352 |
| 構築物 | 106,722 | 105,722 | (純資産の部) | | |
| 機械装置 | 621,462 | 595,507 | 1. 組合員資本 | 1,159,041 | 1,155,991 |
| 工具・器具備品 | 91,411 | 90,793 | (1) 出資金 | 539,420 | 548,020 |
| 土地 | 149,230 | 149,278 | (2) 利益剰余金 | 619,671 | 610,301 |
| リース資産 | 13,346 | 13,079 | 利益準備金 | 373,000 | 363,000 |
| その他の有形固定資産 | 64,644 | 65,194 | その他利益剰余金 | 246,671 | 247,301 |
| 減価償却累計額 | △ 1,287,642 | △ 1,252,242 | 特別積立金 | 22,650 | 22,650 |
| (2) 無形固定資産 | 5,710 | 4,367 | リスク管理積立金 | 110,000 | 110,000 |
| 6. 外部出資 | 696,223 | 696,223 | 組織再編積立金 | 10,000 | 50,000 |
| 外部出資 | 696,223 | 696,223 | 再評価積立金 | 50,000 | 479 |
| 系統出資 | 659,487 | 659,487 | 当期末処分剰余金 | 479 | 64,171 |
| 系統外出資 | 34,736 | 34,736 | (うち当期剰余金) | 53,542 | 26,883 |
| 子会社等出資 | 2,000 | 2,000 | (3) 処分未済持分 | 12,092 | △ 2,330 |
| 7. 繰延税金資産 | 9,915 | 11,464 | 2. 評価・換算差額等 | △ 50 | 56,356 |
| 資産の部合計 | 8,770,301 | 8,994,700 | (1) 土地再評価差額金 | 56,356 | 56,356 |
| | | | 純資産の部合計 | 1,215,397 | 1,212,347 |
| | | | 負債及び純資産の部合計 | 8,770,301 | 8,994,700 |

2. 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和5年度 (自 5年4月1日 至 6年3月31日) | | 令和4年度 (自 4年4月1日 至 5年3月31日) | | 科 目 | 令和5年度 (自 5年4月1日 至 6年3月31日) | | 令和4年度 (自 4年4月1日 至 5年3月31日) | |
|----------------|----------------------------------|----------------|----------------------------------|--|-----------------------|----------------------------------|----------------|----------------------------------|--------|
| | 1 事業総利益 | 307,416 | 324,236 | | | | (9) 保管事業収益 | 18,295 | 19,727 |
| 事業収益 | 1,010,652 | 944,341 | | | (10) 保管事業費用 | 2,071 | 2,828 | | |
| 事業費用 | 703,236 | 620,105 | | | 保管事業総利益 | 16,224 | 16,898 | | |
| (1) 信用事業収益 | 55,914 | 59,568 | | | (11) 利用事業収益 | 112,073 | 104,035 | | |
| 資金運用収益 | 51,733 | 53,647 | | | (12) 利用事業費用 | 83,993 | 76,352 | | |
| (うち預金利息) | 22,665 | 22,603 | | | 利用事業総利益 | 28,080 | 27,683 | | |
| (うち貸出金利息) | 28,675 | 28,575 | | | (13) 農地利用集積円滑化事業収益 | 11 | 11 | | |
| (うちその他受入利息) | 392 | 2,468 | | | 農地利用集積円滑化事業総利益 | 11 | 11 | | |
| 役務取引等収益 | 3,611 | 4,660 | | | (14) 指導事業収入 | 14,445 | 12,649 | | |
| その他経常収益 | 569 | 1,261 | | | (15) 指導事業支出 | 15,160 | 13,552 | | |
| (2) 信用事業費用 | 24,593 | △ 11,056 | | | 指導事業収支差額 | △ 715 | △ 903 | | |
| 資金調達費用 | 586 | 827 | | | 2 事業管理費 | 300,690 | 299,962 | | |
| (うち貯金利息) | 496 | 675 | | | (1) 人件費 | 189,789 | 188,639 | | |
| (うち給付補填備金繰入) | 6 | 5 | | | (2) 業務費 | 33,148 | 32,182 | | |
| (うち借入金利息) | 83 | 120 | | | (3) 諸税負担金 | 10,848 | 10,689 | | |
| 役務取引等費用 | 2,347 | 2,275 | | | (4) 施設費 | 66,357 | 68,025 | | |
| その他経常費用 | 21,660 | △ 14,158 | | | (5) その他事業管理費 | 547 | 425 | | |
| (うち貸倒引当金戻入益) | - | △ 22,251 | | | 事業利益 | 6,726 | 24,273 | | |
| (うち貸倒引当金繰入) | 14,105 | - | | | 3 事業外収益 | 21,336 | 23,956 | | |
| 信用事業総利益 | 31,320 | 70,625 | | | (1) 受取出資配当金 | 10,407 | 10,347 | | |
| (3) 共済事業収益 | 62,030 | 64,785 | | | (2) 賃貸料 | 10,084 | 10,339 | | |
| 共済付加収入 | 58,406 | 60,174 | | | (3) 雑収入 | 844 | 3,270 | | |
| その他の収益 | 3,624 | 4,611 | | | 4 事業外費用 | 10,113 | 8,338 | | |
| (4) 共済事業費用 | 5,588 | 5,533 | | | (1) 寄付金 | 160 | 75 | | |
| 共済推進費 | 4,873 | 4,623 | | | (2) 賃貸施設関連費用 | 7,023 | 8,261 | | |
| 共済保全費 | 115 | 128 | | | (3) 雑損失 | 2,929 | 1 | | |
| その他の費用 | 599 | 781 | | | 経常利益 | 17,949 | 39,891 | | |
| 共済事業総利益 | 56,441 | 59,251 | | | 5 特別利益 | 10,935 | 177 | | |
| (5) 購買事業収益 | 651,998 | 639,796 | | | (1) 一般補助金 | 10,743 | - | | |
| 購買品供給高 | 626,303 | 615,250 | | | (2) 固定資産処分益 | 192 | 177 | | |
| 購買手数料 | 1,290 | 1,798 | | | 6 特別損失 | 11,981 | 7,953 | | |
| 修理サービス料 | 1,744 | 1,806 | | | (1) 固定資産処分損 | 1,190 | 5,369 | | |
| その他の収益 | 22,658 | 20,940 | | | (2) 固定資産圧縮損 | 10,743 | - | | |
| (6) 購買事業費用 | 532,258 | 545,855 | | | (3) 減損損失 | 48 | 2,584 | | |
| 購買品供給原価 | 518,224 | 521,772 | | | 税引前当期利益 | 16,904 | 32,115 | | |
| 購買品供給費 | 5,363 | 4,779 | | | 法人税、住民税及び事業税 | 3,262 | 3,976 | | |
| 修理サービス費 | 414 | 629 | | | 法人税等調整額 | 1,549 | 1,254 | | |
| その他の費用 | 8,256 | 18,673 | | | 法人税等合計 | 4,811 | 5,231 | | |
| (うち貸倒引当金繰入) | - | 6,754 | | | 当期剰余金 | 12,092 | 26,883 | | |
| (うち貸倒引当金戻入益) | △ 2,312 | - | | | 当期首繰越剰余金 | 41,449 | 37,287 | | |
| 購買事業総利益 | 119,739 | 93,941 | | | 当期末処分剰余金 | 53,542 | 64,171 | | |
| (7) 販売事業収益 | 85,512 | 83,511 | | | | | | | |
| 販売品販売高 | 22,780 | 22,693 | | | | | | | |
| 販売手数料 | 45,874 | 45,317 | | | | | | | |
| その他の収益 | 16,857 | 15,500 | | | | | | | |
| (8) 販売事業費用 | 29,197 | 26,783 | | | | | | | |
| 販売品販売原価 | 15,192 | 14,504 | | | | | | | |
| 販売費 | 3,821 | 3,060 | | | | | | | |
| その他の費用 | 10,184 | 9,218 | | | | | | | |
| 販売事業総利益 | 56,314 | 56,727 | | | | | | | |

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 〔自 5年4月1日 至 6年3月31日〕 | 〔自 4年4月1日 至 5年3月31日〕 |
| 1 事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期利益 | 16,904 | 32,115 |
| 減価償却費 | 40,147 | 39,825 |
| 減損損失 | 48 | 2,584 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | 11,793 | △ 15,497 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | △ 50 | △ 330 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | △ 11,674 | 2,094 |
| 信用事業資金運用収益 | 51,733 | △ 53,647 |
| 信用事業資金調達費用 | 586 | 827 |
| 共済貸付金利息 | - | - |
| 共済借入金利息 | - | - |
| 受取出資配当金 | △ 10,407 | △ 10,347 |
| 固定資産売却損益(△は益) | 6,804 | 2,259 |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 貸出金の純増(△)減 | 71,199 | 72,185 |
| 預金の純増(△)減 | △ 5,000 | △ 165,876 |
| 貯金の純増(△)減 | △ 180,538 | 82,082 |
| 信用事業借入金の純増(△)減 | △ 2,464 | △ 2,065 |
| その他の信用事業資産の純増(△)減 | △ 4,465 | - |
| その他の信用事業負債の純増(△)減 | - | - |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 共済貸付金の純増(△)減 | - | - |
| 共済借入金の純増(△)減 | - | - |
| 共済資金の純増(△)減 | △ 949 | △ 458 |
| その他の共済事業資産の純増(△)減 | 671 | △ 838 |
| その他の共済事業負債の純増(△)減 | △ 3 | 2 |
| 未経過共済付加収入の純増(△)減 | △ 1,057 | △ 1,318 |
| (経済事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 経済事業未収金の純増(△)減 | 7,212 | △ 19,523 |
| 経済受託債権の純増(△)減 | △ 9,722 | 28,950 |
| 棚卸資産の純増(△)減 | 11,843 | △ 9,139 |
| 経済事業未払金の純増(△)減 | △ 4,023 | △ 356 |
| 経済受託債務の純増(△)減 | - | - |
| その他の経済事業資産の純増(△)減 | 4,429 | △ 1,623 |
| その他の経済事業負債の純増(△)減 | △ 5 | △ 254 |
| (その他の資産及び負債の増減) | | |
| その他の資産の純増減(△) | 2,990 | 4,634 |
| その他の負債の純増減(△) | △ 1,552 | △ 1,812 |
| 信用事業資金運用による収入 | △ 52,189 | 54,861 |
| 信用事業資金調達による支出 | △ 701 | △ 975 |
| 共済貸付金利息による収入 | - | - |
| 共済借入金利息による支出 | - | - |
| 雑利息及び出資配当金の受取額 | 10,407 | 10,347 |
| 法人税等の支払額 | △ 4,035 | △ 2,437 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | △ 40,099 | 45,346 |

| 科 目 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|--------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | (自 5年4月1日 至 6年3月31日) | (自 4年4月1日 至 5年3月31日) |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 固定資産の取得による支出 | △ 56,593 | △ 10,103 |
| 固定資産の売却による収入 | 250 | 1,682 |
| 固定資産圧縮損 | - | - |
| 外部出資の損失による支出 | - | - |
| 外部出資による収入 | - | 1,277 |
| 補助金の受入による収入 | 10,743 | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 45,600 | △ 7,144 |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 出資の増額による収入 | - | - |
| 出資の払戻しによる支出 | △ 8,600 | △ 8,740 |
| 出資配当金の支払額 | △ 2,722 | △ 2,757 |
| 持分の譲渡による収入 | 2,280 | 2,230 |
| 持分の取得による支出 | - | △ 340 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 9,042 | △ 9,607 |
| 4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額) | △ 94,741 | 28,595 |
| 5 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,422,700 | 5,569,230 |
| 6 現金及び現金同等物の期末残高 | 1,327,959 | 5,374,761 |

4. 注 記 表

| 令 和 5 年 度 | 令 和 4 年 度 |
|--|--|
| <p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>① 関連会社株式……移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券</p> <p>ア) 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法</p> <p>(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>購買品（肥料、農薬等） ……総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>購買品（生活品等）…売価還元法による低価法</p> <p>販売品……最終仕入原価法</p> <p>その他の棚卸資産（商品券） ……総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見</p> | <p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>① 子会社株式等……移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券</p> <p>ア) 時価のないもの…移動平均法による原価法</p> <p>(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>購買品（肥料、農薬等） ……総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>購買品（生活品等）…売価還元法による低価法</p> <p>販売品……最終仕入原価法</p> <p>その他の棚卸資産（商品券） ……取得原価による</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損</p> |

| 令和5年度 | 令和4年度 |
|--|---|
| <p>込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>4. 収益及び費用の計上基準 当組合との利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。</p> <p>③ 保管事業 組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。</p> <p>④ 利用事業 ライスセンター・育苗センター・種子セン</p> | <p>失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。</p> <p>③ 保管事業 組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。</p> <p>④ 利用事業 ライスセンター・育苗センター・種子セン</p> |

| 令和 5 年 度 | 令和 4 年 度 |
|--|---|
| <p>ター・種苗センター・精米施設・西瓜選果施設・堆肥貯蔵施設・大豆センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>⑤ 指導事業</p> <p>組合員の営農にかかわる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p>6. 記載金額の端数処理等</p> <p>記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法</p> <p>当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。</p> <p>ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。</p> <p>(2) 米共同計算</p> <p>当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。</p> <p>そのうち、取扱いが特に大きい主食用米については、販売をJA又は全国農業協同組合連合会秋田県本部が行い、JA段階でプール計算を行う「JA共同計算」、販売を当組合が再委託した全農県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」によっております。</p> <p>共同計算の会計処理については、貸借対照表の</p> | <p>ター・種苗センター・精米施設・西瓜選果施設・堆肥貯蔵施設・大豆センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>⑤ 指導事業</p> <p>組合員の営農にかかわる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>5. リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p>7. 記載金額の端数処理等</p> <p>記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法</p> <p>当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。</p> <p>ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。</p> <p>(2) 米共同計算</p> <p>当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。</p> <p>そのうち、取扱いが特に大きい主食用米については、販売をJA又は全国農業協同組合連合会秋田県本部が行い、JA段階でプール計算を行う「JA共同計算」、販売を当組合が再委託した全農県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」によっております。</p> <p>共同計算の会計処理については、貸借対照表の</p> |

| 令和5年度 | 令和4年度 |
|--|---|
| <p>経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。</p> <p>また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しております。</p> <p>これらの経済受託債権および経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行った時点や、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務を相殺・減少する会計処理を行っております。</p> <p>(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示</p> <p>購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、総額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p> | <p>経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。</p> <p>また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しております。</p> <p>これらの経済受託債権および経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行った時点や、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務を相殺・減少する会計処理を行っております。</p> <p>(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示</p> <p>購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、総額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p> |
| <p>II. 会計上の見積もりに関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 9,943千円（繰延税金負債との相殺前）</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が</p> | <p>II 会計方針の変更に関する注記</p> <p>1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用</p> <p>「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>III 会計上の見積もりに関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 11,498千円（繰延税金負債との相殺前）</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が</p> |

| 令和 5 年 度 | 令和 4 年 度 |
|--|---|
| <p>変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 48千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 貸倒引当金</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 84,900千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>① 算定方法 「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>Ⅲ. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 国庫補助金、工事負担金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は</p> | <p>変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 2,584千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 貸倒引当金</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 73,107千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>① 算定方法 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定に貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>Ⅳ 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 国庫補助金、工事負担金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は</p> |

| 令和 5 年 度 | 令和 4 年 度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|-------|-----------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|----------|---|-----|-----------|-------|-----------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|----------|
| <p>1,081,261千円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">建 物</td> <td style="text-align: right;">487,222千円</td> </tr> <tr> <td>構 築 物</td> <td style="text-align: right;">160,348千円</td> </tr> <tr> <td>機 械 装 置</td> <td style="text-align: right;">393,488千円</td> </tr> <tr> <td>車 両 運 搬 具</td> <td style="text-align: right;">13,357千円</td> </tr> <tr> <td>工 具 器 具 備 品</td> <td style="text-align: right;">26,844千円</td> </tr> </table> <p>2. 担保に供している資産 定期預金300,000千円を為替決済の担保に供しています。</p> <p>3. 子会社等に対する金銭債権・債務 子会社等に対する金銭債権の総額 365千円 子会社等に対する金銭債務の総額 9,538千円</p> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事及び監事に対する金銭債権の総額 73,280千円</p> <p>5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は29,987千円、危険債権額は123,797千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権は、ありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は153,784千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31</p> | 建 物 | 487,222千円 | 構 築 物 | 160,348千円 | 機 械 装 置 | 393,488千円 | 車 両 運 搬 具 | 13,357千円 | 工 具 器 具 備 品 | 26,844千円 | <p>1,077,439千円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">建 物</td> <td style="text-align: right;">494,087千円</td> </tr> <tr> <td>構 築 物</td> <td style="text-align: right;">160,348千円</td> </tr> <tr> <td>機 械 装 置</td> <td style="text-align: right;">383,194千円</td> </tr> <tr> <td>車 両 運 搬 具</td> <td style="text-align: right;">13,416千円</td> </tr> <tr> <td>工 具 器 具 備 品</td> <td style="text-align: right;">26,394千円</td> </tr> </table> <p>2. 担保に供している資産 定期預金300,000千円を為替決済の担保に供しています。</p> <p>3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務 子会社等に対する金銭債権の総額 235千円 子会社等に対する金銭債務の総額 4,547千円</p> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事及び監事に対する金銭債権の総額66,405千円</p> <p>5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額ははありません。危険債権額は143,179千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額ははありません。貸出条件緩和債権額は20,393千円です。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は163,573千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日</p> | 建 物 | 494,087千円 | 構 築 物 | 160,348千円 | 機 械 装 置 | 383,194千円 | 車 両 運 搬 具 | 13,416千円 | 工 具 器 具 備 品 | 26,394千円 |
| 建 物 | 487,222千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構 築 物 | 160,348千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機 械 装 置 | 393,488千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 車 両 運 搬 具 | 13,357千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 具 器 具 備 品 | 26,844千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建 物 | 494,087千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構 築 物 | 160,348千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機 械 装 置 | 383,194千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 車 両 運 搬 具 | 13,416千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 具 器 具 備 品 | 26,394千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 令和5年度 | 令和4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|---------|------|----------|-----|-----|---------|------------|-----|-----|---------|----------|------------|------------|--------------|----|--------------|--|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------|------------|-----|-----|---------|----------|--------------|------------|--------------------|
| <p>日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <p>① 再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 74,973千円</p> <p>③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行い算出しています。</p> | <p>公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <p>① 再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 74,891千円</p> <p>③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行い算出しています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>IV. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子会社等との取引高の総額</p> <p>(1) 子会社等との取引による収益総額 2,741千円 うち事業取引高 2,741千円</p> <p>(2) 子会社等との取引による費用総額 136千円 うち事業取引高 136千円</p> <p>2. 減損損失に関する注記</p> <p>(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗ごと、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本店については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。 当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> <th>その 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物加工所跡地</td> <td>遊 休</td> <td>土 地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>元西準低温倉庫前土地</td> <td>遊 休</td> <td>土 地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 農産物加工所跡地、元西準低温倉庫前土地は、遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。</p> <p>(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>農産物加工所跡地</td> <td style="text-align: right;">8千円(土地8千円)</td> </tr> <tr> <td>元西準低温倉庫前土地</td> <td style="text-align: right;">39千円(土地39千円)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">48千円(土地48千円)</td> </tr> </table> | 場 所 | 用 途 | 種 類 | その 他 | 農産物加工所跡地 | 遊 休 | 土 地 | 業務外固定資産 | 元西準低温倉庫前土地 | 遊 休 | 土 地 | 業務外固定資産 | 農産物加工所跡地 | 8千円(土地8千円) | 元西準低温倉庫前土地 | 39千円(土地39千円) | 合計 | 48千円(土地48千円) | <p>V 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子会社等との取引高の総額</p> <p>(1) 子会社等との取引による収益総額 2,612千円 うち事業取引高 2,612千円</p> <p>(2) 子会社等との取引による費用総額 140千円 うち事業取引高 140千円</p> <p>2. 減損損失に関する注記</p> <p>(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗ごと、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本店については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。 当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> <th>その 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物加工所跡地</td> <td>遊 休</td> <td>土 地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>元西準低温倉庫前土地</td> <td>遊 休</td> <td>土 地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 農産物加工所跡地、元西準低温倉庫土地は、遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。</p> <p>(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>農産物加工所跡地</td> <td style="text-align: right;">14千円(土地14千円)</td> </tr> <tr> <td>元西準低温倉庫前土地</td> <td style="text-align: right;">2,570千円(土地2,570千円)</td> </tr> </table> | 場 所 | 用 途 | 種 類 | その 他 | 農産物加工所跡地 | 遊 休 | 土 地 | 業務外固定資産 | 元西準低温倉庫前土地 | 遊 休 | 土 地 | 業務外固定資産 | 農産物加工所跡地 | 14千円(土地14千円) | 元西準低温倉庫前土地 | 2,570千円(土地2,570千円) |
| 場 所 | 用 途 | 種 類 | その 他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農産物加工所跡地 | 遊 休 | 土 地 | 業務外固定資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 元西準低温倉庫前土地 | 遊 休 | 土 地 | 業務外固定資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農産物加工所跡地 | 8千円(土地8千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 元西準低温倉庫前土地 | 39千円(土地39千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 48千円(土地48千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 場 所 | 用 途 | 種 類 | その 他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農産物加工所跡地 | 遊 休 | 土 地 | 業務外固定資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 元西準低温倉庫前土地 | 遊 休 | 土 地 | 業務外固定資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農産物加工所跡地 | 14千円(土地14千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 元西準低温倉庫前土地 | 2,570千円(土地2,570千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 令和 5 年 度 | 令和 4 年 度 |
|---|---|
| <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物加工所跡地の回収可能価額には正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。 ・元西準低温倉庫前土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。 | <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物加工所跡地の回収可能価額には正味売却価額を採用し、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。 ・元西準低温倉庫土地の回収可能価格は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。 |
| <p>V. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当 J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当 J A が保有する金融資産は、主として当 J A 管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、管理課に貸出審査係を設置し金融課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当 J A で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当 J A において、主要なリスク変数である金利リスク</p> | <p>VI 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当 J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当 J A が保有する金融資産は、主として当 J A 管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、管理課に貸出審査係を設置し金融課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当 J A で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当 J A において、主要なリスク変数である金利リスク</p> |

令和5年度

の影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が3,000千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 預 金 | 5,595,112 | 5,592,370 | △ 2,742 |
| 貸 出 金 | 1,431,468 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △ 50,478 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 1,380,990 | 1,408,252 | 27,261 |
| 経済事業未収金 | 198,383 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △ 34,422 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 163,960 | 163,960 | - |
| 経済受託債権 | 123,471 | 123,471 | - |
| 資 産 計 | 7,263,534 | 7,288,053 | 24,519 |
| 貯 金 | 7,225,722 | 7,222,538 | △ 3,183 |
| 経済受託債務 | 95,312 | 95,312 | - |
| 負 債 計 | 7,321,034 | 7,321,034 | - |

令和4年度

の影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が40千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------|------------|------------|---------|
| 預 金 | 5,678,834 | 5,678,455 | 379 |
| 貸 出 金 | 1,502,667 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △ 36,372 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 1,466,294 | 1,496,224 | 29,929 |
| 経済事業未収金 | 206,998 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △ 36,735 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 170,263 | 170,263 | - |
| 経済受託債権 | 7,315,391 | 7,344,942 | 29,550 |
| 資 産 計 | 7,406,260 | 7,405,344 | 916 |
| 貯 金 | 7,406,260 | 7,405,344 | 916 |
| 負 債 計 | 41,813,545 | 41,807,658 | △ 5,886 |

| 令和 5 年 度 | 令和 4 年 度 | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|----------|------|---------|----|---------|---|--|----------|------------|---------|----|---------|
| <p>(※ 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p> <p>(※ 2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p> <p>(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】</p> <p>① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 O I S という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>② 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである O I S で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>③ 経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>【負債】</p> <p>① 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである O I S で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>(3) 市場価格のない株式等 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: right;">貸借対照表計上額</td> </tr> <tr> <td>外部出資</td> <td style="text-align: right;">696,223</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">696,223</td> </tr> </table> | | 貸借対照表計上額 | 外部出資 | 696,223 | 合計 | 696,223 | <p>(※ 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p> <p>(※ 2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p> <p>(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】</p> <p>① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 O I S という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>② 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである O I S で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>③ 経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>【負債】</p> <p>① 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである O I S で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>(3) 市場価格のない株式等 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: right;">貸借対照表計上額</td> </tr> <tr> <td>外部出資 (* 1)</td> <td style="text-align: right;">696,223</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">696,223</td> </tr> </table> | | 貸借対照表計上額 | 外部出資 (* 1) | 696,223 | 合計 | 696,223 |
| | 貸借対照表計上額 | | | | | | | | | | | | |
| 外部出資 | 696,223 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 696,223 | | | | | | | | | | | | |
| | 貸借対照表計上額 | | | | | | | | | | | | |
| 外部出資 (* 1) | 696,223 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 696,223 | | | | | | | | | | | | |

| 令和5年度 | | | | 令和4年度 | | | |
|--|-------------|-------------|-------------|--|-------------|-------------|-------------|
| <p>(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。</p> | | | | | | | |
| <p>(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)</p> | | | | <p>(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)</p> | | | |
| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 |
| 預金 | 5,595,112 | - | - | 預金 | 4,443,012 | - | - |
| 貸出金(※1, 2) | 231,602 | 134,479 | 110,098 | 貸出金(※1, 2) | 242,694 | 149,595 | 121,982 |
| 経済事業未収金(※3) | 165,179 | - | - | 経済事業未収金(※3) | 171,521 | - | - |
| 合計 | 5,991,894 | 134,479 | 110,098 | 合計 | 4,857,227 | 149,595 | 121,982 |
| | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
| 預金 | - | - | - | 預金 | - | - | - |
| 貸出金(※1, 2) | 95,857 | 75,140 | 762,249 | 貸出金(※1, 2) | 96,832 | 83,321 | 793,914 |
| 経済事業未収金(※3) | - | - | - | 経済事業未収金(※3) | - | - | - |
| 合計 | 95,857 | 75,140 | 762,249 | 合計 | 96,832 | 83,321 | 793,914 |
| <p>(※1) 貸出金のうち、当座貸越12,465千円については「1年以内」に含めています。</p> | | | | <p>(※1) 貸出金のうち、当座貸越10,828千円については「1年以内」に含めています。</p> | | | |
| <p>(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等22,041千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。</p> | | | | <p>(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等14,324千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。</p> | | | |
| <p>(※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等33,203千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。</p> | | | | <p>(※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等35,476千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。</p> | | | |
| <p>(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)</p> | | | | <p>(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)</p> | | | |
| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 |
| 貯金(※1) | 7,013,284 | 102,227 | 89,621 | 貯金(※1) | 7,043,849 | 238,091 | 89,342 |
| 合計 | 7,013,284 | 102,227 | 89,621 | 合計 | 7,043,849 | 238,091 | 89,342 |
| | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
| 貯金(※1) | 10,290 | 10,298 | - | 貯金(※1) | 18,215 | 10,290 | - |
| 合計 | 10,290 | 10,298 | - | 合計 | 18,215 | 10,290 | - |
| <p>(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。</p> | | | | <p>(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。</p> | | | |
| <p>3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 「金融商品に関する注記2. 金融商品の時価等に関する事項」に金融商品の時価の算定に用いた評価技法を記載しているため、注記を省略しております。</p> | | | | <p>3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 「金融商品に関する注記2. 金融商品の時価等に関する事項」に金融商品の時価の算定に用いた評価技法を記載しているため、注記を省略しております。</p> | | | |
| <p>Ⅵ. 退職給付に関する注記</p> | | | | <p>Ⅶ. 退職給付に関する注記</p> | | | |
| <p>1. 退職給付に関する事項</p> | | | | <p>1. 退職給付に関する事項</p> | | | |
| <p>(1) 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部</p> | | | | <p>(1) 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部</p> | | | |

| 令和5年度 | 令和4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------|--------|---------|----------|----------|----------------|----------|---------------|----------|--------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|---------|----------|----------|----------|--------|-----------|---|---------------|----------|--------|---------|----------|-------------|----------------|------------------|---------------|--|--------|-----------|-----------|------------|-----------|----------|---------|----------|--------------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|---------|---------|------|-------|-----------|-------|---------|-------|------|------|--------|-----------|
| <p>にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">15,026千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">7,103千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△779千円</td> </tr> <tr> <td>特定退職共済金制度への拠出金</td> <td style="text-align: right;">△5,852千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">15,498千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">80,350千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付型年金制度</td> <td style="text-align: right;">△64,852千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">15,498千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">15,498千円</td> </tr> </table> <p>(4) 退職給付に関連する損益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">7,103千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">7,103千円</td> </tr> </table> | 期首における退職給付引当金 | 15,026千円 | 退職給付費用 | 7,103千円 | 退職給付の支払額 | △779千円 | 特定退職共済金制度への拠出金 | △5,852千円 | 期末における退職給付引当金 | 15,498千円 | 退職給付債務 | 80,350千円 | 確定給付型年金制度 | △64,852千円 | 未積立退職給付債務 | 15,498千円 | 退職給付引当金 | 15,498千円 | 勤務費用 | 7,103千円 | 退職給付費用 | 7,103千円 | <p>にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">16,518千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">8,221千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△3,966千円</td> </tr> <tr> <td>特定退職共済金制度への拠出金</td> <td style="text-align: right;">△5,747千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">15,026千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">117,559千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付型年金制度</td> <td style="text-align: right;">△100,013千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">15,026千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">15,026千円</td> </tr> </table> <p>(4) 退職給付に関連する損益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">8,221千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">8,221千円</td> </tr> </table> | 期首における退職給付引当金 | 16,518千円 | 退職給付費用 | 8,221千円 | 退職給付の支払額 | △3,966千円 | 特定退職共済金制度への拠出金 | △5,747千円 | 期末における退職給付引当金 | 15,026千円 | 退職給付債務 | 117,559千円 | 確定給付型年金制度 | △100,013千円 | 未積立退職給付債務 | 15,026千円 | 退職給付引当金 | 15,026千円 | 勤務費用 | 8,221千円 | 退職給付費用 | 8,221千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期首における退職給付引当金 | 15,026千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 7,103千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付の支払額 | △779千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定退職共済金制度への拠出金 | △5,852千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末における退職給付引当金 | 15,498千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付債務 | 80,350千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確定給付型年金制度 | △64,852千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未積立退職給付債務 | 15,498千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 15,498千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 勤務費用 | 7,103千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 7,103千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期首における退職給付引当金 | 16,518千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 8,221千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付の支払額 | △3,966千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定退職共済金制度への拠出金 | △5,747千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末における退職給付引当金 | 15,026千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付債務 | 117,559千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確定給付型年金制度 | △100,013千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未積立退職給付債務 | 15,026千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 15,026千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 勤務費用 | 8,221千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 8,221千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金2,633千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、20,618千円となっています。</p> | <p>2. 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金2,633千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、20,573千円となっています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>Ⅶ 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳</p> <p>繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,007千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">21,637千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,215千円</td> </tr> <tr> <td>役員退任慰労金引当</td> <td style="text-align: right;">2,933千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">798千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費超過額</td> <td style="text-align: right;">7,225千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失否認額</td> <td style="text-align: right;">1,245千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">157千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">39,221千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△29,278千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計（A）</td> <td style="text-align: right;">9,943千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>返品資産</td> <td style="text-align: right;">△27千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計（B）</td> <td style="text-align: right;">△27千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額（A）＋（B）</td> <td style="text-align: right;">9,915千円</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | | 賞与引当金 | 1,007千円 | 貸倒引当金 | 21,637千円 | 退職給付引当金 | 4,215千円 | 役員退任慰労金引当 | 2,933千円 | その他 | 798千円 | 減価償却費超過額 | 7,225千円 | 減損損失否認額 | 1,245千円 | 未払事業税 | 157千円 | 繰延税金資産小計 | 39,221千円 | 評価性引当額 | △29,278千円 | 繰延税金資産合計（A） | 9,943千円 | 繰延税金負債 | | 返品資産 | △27千円 | 繰延税金負債合計（B） | △27千円 | 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 9,915千円 | <p>Ⅷ 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳</p> <p>繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>個別貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">17,606千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費超過額</td> <td style="text-align: right;">8,982千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,021千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費（賞与引当分）</td> <td style="text-align: right;">168千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">6,237千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,087千円</td> </tr> <tr> <td>貸出金未収利息</td> <td style="text-align: right;">240千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">304千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失否認額</td> <td style="text-align: right;">471千円</td> </tr> <tr> <td>一般貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">2,279千円</td> </tr> <tr> <td>期末賞与</td> <td style="text-align: right;">667千円</td> </tr> <tr> <td>購買未収金利息償却</td> <td style="text-align: right;">311千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失否認額</td> <td style="text-align: right;">761千円</td> </tr> <tr> <td>返金負債</td> <td style="text-align: right;">45千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△31,684千円</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | | 個別貸倒引当金 | 17,606千円 | 減価償却費超過額 | 8,982千円 | 賞与引当金 | 1,021千円 | 法定福利費（賞与引当分） | 168千円 | 役員退職慰労引当金 | 6,237千円 | 退職給付引当金 | 4,087千円 | 貸出金未収利息 | 240千円 | 未払事業税 | 304千円 | 減損損失否認額 | 471千円 | 一般貸倒引当金 | 2,279千円 | 期末賞与 | 667千円 | 購買未収金利息償却 | 311千円 | 減損損失否認額 | 761千円 | 返金負債 | 45千円 | 評価性引当額 | △31,684千円 |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金 | 1,007千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金 | 21,637千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 4,215千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員退任慰労金引当 | 2,933千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 798千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費超過額 | 7,225千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失否認額 | 1,245千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 157千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 39,221千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | △29,278千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計（A） | 9,943千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 返品資産 | △27千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計（B） | △27千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 9,915千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個別貸倒引当金 | 17,606千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費超過額 | 8,982千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金 | 1,021千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定福利費（賞与引当分） | 168千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員退職慰労引当金 | 6,237千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 4,087千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出金未収利息 | 240千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 304千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失否認額 | 471千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般貸倒引当金 | 2,279千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末賞与 | 667千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 購買未収金利息償却 | 311千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失否認額 | 761千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 返金負債 | 45千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | △31,684千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 令和 5 年 度 | 令和 4 年 度 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|--------|--------------------|-------|----------------------|-------|---------|-------|-----------|--------|-----|---------|-------------------|--------|
| | 繰延税金資産合計 (A) 11,498千円 繰延税金負債 △34千円 繰延税金負債合計 (B) △34千円 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 11,464千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。</p> | <p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <p>法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">27.20%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.40%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.38%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">1.68%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△7.98%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△11.63%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">16.29%</td> </tr> </table> | 法定実効税率 (調整) | 27.20% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.40% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 4.38% | 住民税均等割等 | 1.68% | 評価性引当額の増減 | △7.98% | その他 | △11.63% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 16.29% |
| 法定実効税率 (調整) | 27.20% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.40% | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 4.38% | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割等 | 1.68% | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額の増減 | △7.98% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | △11.63% | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 16.29% | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>Ⅷ 収益認識に関する注記</p> <p>(収益を理解するための基礎となる情報)</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。</p> | <p>Ⅷ 収益認識に関する注記</p> <p>(収益を理解するための基礎となる情報)</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。</p> | | | | | | | | | | | | | | |

5. 剰余金処分計算書

(単位：円)

| 科 目 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|-------------|------------|------------|
| 1. 当期末処分剰余金 | 53,542,009 | 64,171,610 |
| 計 | 53,542,009 | 64,171,610 |
| 2. 剰余金処分額 | 17,687,619 | 22,722,555 |
| (1) 利益準備金 | 10,000,000 | 10,000,000 |
| (2) 任意積立金 | 5,000,000 | 10,000,000 |
| 財務基盤積立金 | 5,000,000 | 10,000,000 |
| (3) 出資配当金 | 2,687,619 | 2,722,555 |
| 3. 次期繰越剰余金 | 35,854,390 | 41,449,055 |

(注) 1. 出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

(1) 出資に対する配当の割合

4年度 0.5% 5年度 0.5%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は別表のとおりです。

〈別表〉

(単位：円)

| 種 類 | 積立目的 | 積立目標額 | 取崩基準 | 当期末残高 |
|---------|-----------------------------|------------|---|------------|
| 財務基盤積立金 | 合併に向かったの退職給付引当金の不足分に対応するため。 | 30,000,000 | 次のような支出が発生した場合に、その額を理事会の議決を経て取り崩す。 ① 将来的な会計方針変更等により、支払いが生じたとき。 | 10,000,000 |

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

4年度 2,000千円

5年度 2,000千円

6. 部門別損益計算書（令和5年度）

（単位：千円）

| 区 分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活 その他事業 | 営農指導 事業 | 共 通 管理費等 |
|---------------------------------|------------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|-------------|
| 事業収益① | 1,074,269 | 55,914 | 62,030 | 739,691 | 202,189 | 14,445 | |
| 事業費用② | 766,853 | 24,593 | 5,588 | 568,913 | 152,599 | 15,160 | |
| 事業総利益③ (①-②) | 307,416 | 31,320 | 56,441 | 170,780 | 49,590 | △ 715 | |
| 事業管理費④ | 300,690 | 58,004 | 30,488 | 140,742 | 53,955 | 17,501 | |
| (うち減価償却費⑤) | (36,436) | (1,757) | (1,178) | (27,731) | (5,644) | (126) | |
| (うち人件費⑤') | (189,789) | (33,966) | (23,509) | (80,509) | (35,840) | (15,965) | |
| うち共通管理費⑥ | | 16,200 | 9,633 | 48,379 | 16,885 | 2,334 | △ 93,432 |
| (うち減価償却費⑦) | | (871) | (518) | (2,601) | (908) | (126) | (△ 5,024) |
| (うち人件費⑦') | | (8,145) | (4,843) | (24,323) | (8,489) | (1,173) | (△ 46,974) |
| 事業利益⑧ (③-④) | 6,726 | △ 26,683 | 25,953 | 30,038 | △ 4,365 | △ 18,217 | |
| 事業外収益⑨ | 21,336 | 1,990 | 1,355 | 15,597 | 2,108 | 287 | |
| うち共通分⑩ | | 1,990 | 1,183 | 5,942 | 2,074 | 287 | △ 11,475 |
| 事業外費用⑪ | 10,113 | 1,178 | 701 | 6,836 | 1,228 | 170 | |
| うち共通分⑫ | | 1,178 | 701 | 3,518 | 1,228 | 170 | △ 6,795 |
| 経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪) | 17,949 | △ 25,872 | 26,607 | 38,799 | △ 3,485 | △ 18,100 | |
| 特別利益⑭ | 10,935 | 0 | 0 | 10,935 | 0 | 0 | |
| うち共通分⑮ | | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | △ 1 |
| 特別損失⑯ | 11,981 | 0 | 0 | 11,981 | 0 | 0 | |
| うち共通分⑰ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯) | 16,904 | △ 25,872 | 26,607 | 37,753 | △ 3,485 | △ 18,100 | |
| 営農指導事業 分配賦額⑲ | | 3,182 | 3,920 | 7,278 | 3,719 | △ 18,100 | |
| 営農指導事業分配 賦後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲) | 16,904 | △ 29,054 | 22,687 | 30,475 | △ 7,204 | | |

注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

配賦基準 = (人頭割 + 人件費を除いた事業管理費割 + 事業総利益割) / 3

(2) 営農指導事業

配賦基準 = (均等割 + 事業総利益割) / 2

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

| 区 分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 計 |
|--------|-------|-------|------------|-------------|------------|------|
| 共通管理費等 | 17.34 | 10.31 | 51.78 | 18.07 | 2.50 | 100% |
| 営農指導事業 | 17.58 | 21.66 | 40.21 | 20.55 | | 100% |

3. 部門別の資産

| 区 分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 共通資産 |
|--------------|------------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|---------|
| 事業別の総資産 | 8,770,301 | 7,116,441 | 7,281 | 519,712 | 337,565 | 1 | 789,301 |
| 総資産(共通資産配分後) | 8,770,301 | 7,253,306 | 88,658 | 928,412 | 480,192 | 19,734 | |
| (うち固定資産) | (438,317) | (15,890) | (11,876) | (344,714) | (64,596) | (1,241) | |

(令和4年度)

(単位：千円)

| 区 分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活 その他事業 | 営農指導 事業 | 共 通 管理費等 |
|---------------------------------|------------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|-------------|
| 事業収益① | 984,640 | 59,569 | 64,786 | 651,294 | 196,342 | 12,649 | |
| 事業費用② | 660,404 | △ 11,056 | 5,534 | 501,864 | 150,509 | 13,553 | |
| 事業総利益③ (①-②) | 324,236 | 70,625 | 59,252 | 149,430 | 45,833 | △ 904 | |
| 事業管理費④ | 299,962 | 60,401 | 32,055 | 134,147 | 55,839 | 17,520 | |
| (うち減価償却費⑤) | (34,414) | (2,000) | (1,224) | (26,588) | (4,460) | (142) | |
| (うち人件費⑤') | (188,639) | (33,841) | (26,899) | (70,255) | (37,697) | (19,947) | |
| うち共通管理費⑥ | | 19,738 | 9,883 | 42,932 | 15,781 | 2,386 | △ 90,720 |
| (うち減価償却費⑦) | | (1,176) | (589) | (2,557) | (940) | (142) | (△ 5,403) |
| (うち人件費⑦') | | (5,190) | (2,599) | (11,290) | (4,150) | (627) | (△ 24,408) |
| 事業利益⑧ (③-④) | 24,274 | 10,224 | 27,197 | 15,283 | △ 10,006 | △ 18,424 | |
| 事業外収益⑨ | 23,957 | 5,189 | 2,686 | 11,245 | 4,128 | 708 | |
| うち共通分⑩ | | 5,164 | 2,585 | 11,231 | 4,128 | 624 | △ 25,659 |
| 事業外費用⑪ | 8,339 | 108 | 54 | 8,078 | 86 | 13 | |
| うち共通分⑫ | | 108 | 54 | 234 | 86 | 13 | △ 8,708 |
| 経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪) | 39,892 | 15,305 | 29,830 | 18,450 | △ 5,964 | △ 17,729 | |
| 特別利益⑭ | 178 | 0 | 0 | 0 | 177 | 0 | |
| うち共通分⑮ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 1 |
| 特別損失⑯ | 7,954 | 562 | 282 | 6,592 | 450 | 68 | |
| うち共通分⑰ | | 562 | 282 | 1,223 | 450 | 68 | △ 1,572 |
| 税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯) | 32,116 | 14,743 | 29,548 | 11,858 | △ 6,236 | △ 17,797 | |
| 営農指導事業 分配賦額⑲ | | 4,157 | 3,846 | 6,314 | 3,479 | △ 17,797 | |
| 営農指導事業分配 賦後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲) | 32,116 | 10,585 | 25,702 | 5,544 | △ 9,715 | | |

注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

配賦基準 = (人頭割 + 人件費を除いた事業管理費割 + 事業総利益割) / 3

(2) 営農指導事業

配賦基準 = (均等割 + 事業総利益割) / 2

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

| 区 分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 計 |
|--------|-------|-------|------------|-------------|------------|--------|
| 共通管理費等 | 21.76 | 10.89 | 47.32 | 17.40 | 2.63 | 100.00 |
| 営農指導事業 | 23.36 | 21.61 | 35.48 | 19.55 | | 100.00 |

3. 部門別の資産

| 区 分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 共通資産 |
|--------------|------------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|---------|
| 事業別の総資産 | 8,994,700 | 7,146,393 | 8,435 | 829,758 | 53,178 | 0 | 814,828 |
| 総資産(共通資産配分後) | 8,994,700 | 7,316,040 | 101,407 | 1,204,660 | 207,914 | 22,571 | |
| (うち固定資産) | (439,716) | (19,613) | (15,320) | (374,051) | (65,222) | (1,757) | |

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月30日

うご農業協同組合
代表理事組合長 佐々木 常 芳

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

| 項 目 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益(事業収益) | 1,074,269 | 984,640 | 1,184,032 | 1,125,515 | 1,195,109 |
| 信用事業収益 | 55,914 | 59,568 | 64,466 | 65,573 | 70,981 |
| 共済事業収益 | 62,030 | 64,785 | 68,822 | 74,587 | 80,947 |
| 農業関連事業収益 | 739,691 | 651,294 | 786,682 | 742,509 | 743,076 |
| その他事業収益 | 202,189 | 196,342 | 250,863 | 230,801 | 274,409 |
| 営農指導事業 | 14,445 | 12,649 | 13,199 | 12,045 | 25,613 |
| 経常利益 | 17,949 | 39,892 | 28,919 | 61,834 | △ 13,979 |
| 当期剰余金 | 12,092 | 26,883 | 17,724 | 21,894 | 38,504 |
| 出 資 金 | 539,420 | 548,020 | 556,760 | 563,800 | 568,160 |
| (出 資 口 数) | (53,942) | (54,802) | (55,676) | (56,380) | (56,816) |
| 純 資 産 額 | 1,215,397 | 1,212,347 | 1,195,070 | 1,190,483 | 1,174,079 |
| 総 資 産 額 | 8,770,301 | 8,994,700 | 8,852,592 | 8,935,437 | 8,500,826 |
| 貯 金 等 残 高 | 7,225,722 | 7,406,260 | 7,324,178 | 7,355,121 | 6,862,366 |
| 貸 出 金 残 高 | 1,431,468 | 1,502,667 | 1,574,852 | 1,631,203 | 1,747,845 |
| 剰余金配当金額 | 2,687 | 2,722 | 2,756 | 2,806 | — |
| 出資配当額 | 2,687 | 2,722 | 2,756 | 2,806 | — |
| 事業利用分量配当額 | — | — | — | — | — |
| 職 員 数 | 41 | 41 | 38 | 43 | 43 |
| 単体自己資本比率 | 21.93 | 20.92 | 21.21 | 21.40 | 21.56 |

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

| 項 目 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|-----------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 資金運用収支 | 51,147 | 52,820 | △ 1,673 |
| 役務取引等収支 | 1,264 | 2,385 | △ 1,121 |
| その他信用事業収支 | △ 21,091 | 15,419 | △ 36,510 |
| 信用事業粗利益 (信用事業粗利益率) | 31,320 (0.44) | 70,624 (0.98) | △ 39,303 (△ 0.54) |
| 事業粗利益 (事業粗利益率) | 315,375 (3.56) | 307,344 (3.46) | 8,031 (0.10) |
| 事業純益 | 14,685 | 7,382 | 7,303 |
| 実質事業純益 | 14,685 | 7,382 | 7,303 |
| コア事業純益 | 14,685 | 7,382 | 7,303 |
| コア事業純益(投資信託解約損益を除く。) | 14,685 | 7,382 | 7,303 |

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

| 項 目 | 令和5年度 | | | 令和4年度 | | |
|-----------|-----------|--------|------|-----------|--------|------|
| | 平均残高 | 利 息 | 利 回 | 平均残高 | 利 息 | 利 回 |
| 資金運用勘定 | 7,082,230 | 51,733 | 0.73 | 7,150,560 | 53,647 | 0.75 |
| うち預金 | 5,617,638 | 23,057 | 0.41 | 5,597,080 | 25,071 | 0.45 |
| うち貸出金 | 1,464,592 | 28,675 | 1.96 | 1,553,480 | 28,575 | 1.77 |
| 資金調達勘定 | 7,340,898 | 586 | 0.01 | 7,430,374 | 827 | 0.01 |
| うち貯金・定期積金 | 7,336,329 | 502 | 0.01 | 7,419,126 | 681 | 0.01 |
| うち借入金 | 4,569 | 83 | 1.82 | 11,248 | 145 | 1.29 |
| 総資金利ざや | | | 0.79 | - | - | 0.81 |

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

| 項 目 | 令和5年度増減額 | 令和4年度増減額 |
|-----------|----------|----------|
| 受 取 利 息 | 426 | △ 3,944 |
| うち預金 | 62 | △ 2,483 |
| うち貸出金 | 364 | △ 1,461 |
| 支 払 利 息 | △ 216 | △ 296 |
| うち貯金・定期積金 | △ 179 | △ 248 |
| うち借入金 | △ 37 | △ 48 |
| 差 引 | 642 | △ 3,648 |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

| 種 類 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|--------|-------------------|-------------------|-----------|
| 流動性貯金 | 4,402,637 (60.0) | 4,342,525 (58.5) | 60,112 |
| 定期性貯金 | 2,914,041 (39.7) | 3,053,455 (41.1) | △ 139,414 |
| その他の貯金 | 19,651 (0.3) | 23,145 (0.3) | △ 3,494 |
| 合 計 | 7,336,329 (100.0) | 7,419,125 (100.0) | △ 82,796 |

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

| 種 類 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|----------|-------------------|-------------------|-----------|
| 定期貯金 | 2,829,912 (100.0) | 2,956,879 (100.0) | △ 126,967 |
| うち固定金利定期 | 2,829,912 (100.0) | 2,956,879 (100.0) | △ 126,967 |
| うち変動金利定期 | - | - | - |

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|--------|-----------|-----------|----------|
| 証書貸付 | 1,135,882 | 1,225,033 | △ 89,151 |
| 当座貸越 | 11,710 | 11,447 | 263 |
| 金融機関貸付 | 317,000 | 317,000 | 0 |
| 合 計 | 1,464,592 | 1,553,480 | △ 88,888 |

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

| 種 類 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|--------|-------------------|-------------------|----------|
| 固定金利貸出 | 853,845 (59.6) | 947,844 (63.0) | △ 94,000 |
| 変動金利貸出 | 561,897 (39.3) | 540,882 (35.9) | 21,015 |
| その他貸出 | 15,727 (1.1) | 13,940 (0.9) | 1,787 |
| 合 計 | 1,431,469 (100.0) | 1,502,667 (100.0) | △ 71,198 |

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

| 種 類 | 令 和 5 年 度 | 令 和 4 年 度 | 増 減 |
|-------------|-----------|-----------|----------|
| 貯金・定期積金等 | 6,228 | 7,630 | △ 1,402 |
| 有 価 証 券 | - | - | - |
| 動 産 | - | - | - |
| 不 動 産 | - | - | - |
| そ の 他 担 保 物 | 136,472 | 144,895 | △ 8,423 |
| 小 計 | 142,700 | 152,526 | △ 9,826 |
| 農業信用基金協会保証 | 591,384 | 623,406 | △ 32,022 |
| そ の 他 保 証 | 271,521 | 278,132 | △ 6,611 |
| 小 計 | 862,905 | 901,538 | △ 38,633 |
| 信 用 | 425,862 | 448,602 | △ 22,740 |
| 合 計 | 1,431,468 | 1,502,667 | △ 71,199 |

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

| 種 類 | 令 和 5 年 度 | 令 和 4 年 度 | 増 減 |
|-----|-----------|-----------|---------|
| 信 用 | 27,441 | 31,517 | △ 4,076 |
| 合 計 | 27,441 | 31,517 | △ 4,076 |

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

| 種 類 | 令 和 5 年 度 | 令 和 4 年 度 | 増 減 |
|---------|-------------------|-------------------|----------|
| 設 備 資 金 | 688,880 (48.1) | 708,203 (47.0) | △ 19,323 |
| 運 転 資 金 | 742,588 (51.9) | 794,464 (53.0) | △ 51,876 |
| 合 計 | 1,431,468 (100.0) | 1,502,667 (100.0) | △ 71,199 |

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

| 種 類 | 令 和 5 年 度 | 令 和 4 年 度 | 増 減 |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|----------|
| 農 業 | 49,433 (3.5) | 39,444 (2.6) | 9,989 |
| 林 業 | - (-) | - (-) | - |
| 水 産 業 | - (-) | - (-) | - |
| 製 造 業 | 27,659 (1.9) | 30,025 (1.9) | △ 2,366 |
| 鉱 業 | - (-) | - (-) | - |
| 建 設 ・ 不 動 産 業 | - (-) | - (-) | - |
| 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業 | 999 (0.1) | 1,903 (0.1) | △ 904 |
| 運 輸 ・ 通 信 業 | - (-) | - (-) | - |
| 金 融 ・ 保 険 業 | 317,000 (22.1) | 317,000 (21.0) | 0 |
| 卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業 | 34,312 (2.4) | 34,690 (2.3) | △ 378 |
| 地 方 公 共 団 体 | - (-) | - (-) | - |
| そ の 他 | 996,558 (69.6) | 1,079,602 (71.8) | △ 83,044 |
| 合 計 | 1,431,468 (100.0) | 1,502,667 (100.0) | △ 71,199 |

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

| 種 類 | 令 和 5 年 度 | 令 和 4 年 度 | 増 減 |
|-----------------|-----------|-----------|----------|
| 農 業 | 302,675 | 322,967 | △ 20,292 |
| 穀 作 | 7,571 | 10,117 | △ 2,546 |
| 野 菜 ・ 園 芸 | - | - | - |
| 果 樹 ・ 樹 園 農 業 | - | - | - |
| 工 芸 作 物 | - | - | - |
| 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農 | - | - | - |
| 養 鶏 ・ 養 卵 | - | - | - |
| 養 蚕 | - | - | - |
| そ の 他 農 業 | 295,104 | 312,850 | △ 2,546 |
| 農 業 関 連 団 体 等 | - | - | - |
| 合 計 | 302,675 | 322,967 | △ 2,546 |

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸 出 金〕

(単位：千円)

| 種 類 | 令 和 5 年 度 | 令 和 4 年 度 | 増 減 |
|---------------|-----------|-----------|----------|
| プ ロ パ ー 資 金 | 206,570 | 208,014 | △ 1,444 |
| 農 業 制 度 資 金 | 96,105 | 114,953 | △ 18,848 |
| 農 業 近 代 化 資 金 | 59,422 | 55,593 | 3,829 |
| そ の 他 制 度 資 金 | 36,683 | 59,360 | △ 22,677 |
| 合 計 | 302,675 | 322,967 | △ 20,292 |

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：千円)

| 種 類 | 令 和 5 年 度 | 令 和 4 年 度 | 増 減 |
|---------------------|-----------|-----------|----------|
| 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 | 2,793 | 5,026 | △ 2,233 |
| そ の 他 | 33,890 | 54,334 | △ 20,444 |
| 合 計 | 36,683 | 59,360 | △ 22,677 |

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

| 債権区分 | | 債権額 | 保 全 額 | | | |
|-------------------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|
| | | | 担 保 | 保 証 | 引 当 | 合 計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 5年度 | 29 | 2 | 5 | 22 | 29 |
| | 4年度 | 20 | 3 | 0 | 17 | 20 |
| 危険債権 | 5年度 | 123 | 19 | 83 | 21 | 123 |
| | 4年度 | 122 | 21 | 89 | 11 | 122 |
| 要管理債権 | 5年度 | - | - | - | - | - |
| | 4年度 | 20 | 5 | - | - | 5 |
| 三月以上延滞債権 | 5年度 | - | - | - | - | - |
| | 4年度 | - | - | - | - | - |
| 貸出条件緩和債権 | 5年度 | - | - | - | - | - |
| | 4年度 | 20 | 5 | - | - | 5 |
| 小計 | 5年度 | 153 | 21 | 88 | 43 | 153 |
| | 4年度 | 163 | 30 | 89 | 28 | 148 |
| 正常債権 | 5年度 | 1,307 | | | | |
| | 4年度 | 1,372 | | | | |
| 合計 | 5年度 | 1,460 | | | | |
| | 4年度 | 1,536 | | | | |

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

| 区 分 | 令 和 5 年 度 | | | | | 令 和 4 年 度 | | | | |
|---------------|------------|------------|-------|--------|------------|------------|------------|-------|--------|------------|
| | 期 首 残 高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期 末 残 高 | 期 首 残 高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期 末 残 高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 8,379 | 6,439 | - | 8,379 | 6,439 | 19,108 | 8,379 | - | 19,108 | 8,379 |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 | 64,728 | 78,461 | - | 64,728 | 78,461 | 69,496 | 64,728 | - | 69,496 | 64,728 |
| 合 計 | 73,107 | 84,901 | - | 73,107 | 84,901 | 88,604 | 73,107 | - | 88,604 | 73,107 |

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

| 項 目 | 令 和 5 年 度 | 令 和 4 年 度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 貸 出 金 償 却 額 | - | - |

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

| 種 類 | | 令 和 5 年 度 | | 令 和 4 年 度 | |
|------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 仕 向 | 被 仕 向 | 仕 向 | 被 仕 向 |
| 送 金 ・ 振 込 為 替 | 件 数 | 2,658 | 13,625 | 2,402 | 14,273 |
| | 金 額 | 1,504,194 | 1,958,436 | 1,529,102 | 2,205,588 |
| 代 金 取 立 為 替 | 件 数 | - | - | - | - |
| | 金 額 | - | - | - | - |
| 雑 為 替 | 件 数 | 128 | 69 | 93 | 41 |
| | 金 額 | 12,154 | 796 | 11,443 | 5,437 |
| 合 計 | 件 数 | 2,786 | 13,694 | 2,495 | 14,314 |
| | 金 額 | 1,516,348 | 1,959,232 | 1,540,545 | 2,211,025 |

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共 済 事 業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

| 種 類 | | 令 和 5 年 度 | | 令 和 4 年 度 | |
|-------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 生 命 系 | 終 身 共 済 | 1,146 | 7,829,439 | 1,166 | 8,314,036 |
| | 定 期 生 命 共 済 | 26 | 222,000 | 22 | 190,000 |
| | 養 老 生 命 共 済 | 764 | 7,931,951 | 867 | 8,893,903 |
| | こ ども 共 済 | 237 | 1,522,500 | 247 | 1,667,500 |
| | 医 療 共 済 | 1,070 | 335,400 | 1,079 | 434,400 |
| | が ん 共 済 | 24 | 7,000 | 24 | 7,000 |
| | 定 期 医 療 共 済 | 29 | 192,700 | 30 | 197,700 |
| | 介 護 共 済 | 32 | 69,908 | 28 | 62,955 |
| | 認 知 症 共 済 | 1 | | 1 | |
| | 生 活 障 害 共 済 | - | | - | |
| | 特 定 重 度 疾 病 共 済 | 10 | | 11 | |
| | 年 金 共 済 | 96 | - | 96 | - |
| | 建 物 更 生 共 済 | 943 | 11,232,660 | 967 | 11,359,590 |
| 合 計 | 4,141 | 27,821,060 | 4,291 | 29,459,584 | |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

| 種 類 | | 令 和 5 年 度 | | 令 和 4 年 度 | |
|-------------|----|-----------|--------|-----------|--------|
| | | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 医 療 共 済 | | 1,070 | 6,043 | 1,079 | 6,632 |
| | | | 28,309 | | 13,349 |
| が ん 共 済 | 24 | 170 | 24 | 170 | |
| 定 期 医 療 共 済 | 29 | 147 | 30 | 152 | |
| 合 計 | | 1,123 | 6,360 | 1,133 | 6,954 |
| | | | 28,309 | | 13,349 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済金額保有高

(単位：件、千円)

| 種 類 | 令 和 5 年 度 | | 令 和 4 年 度 | |
|-----------------|-----------|---------|-----------|--------|
| | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 介 護 共 済 | 32 | 100,855 | 28 | 93,517 |
| 認 知 症 共 済 | 1 | 2,000 | 1 | 2,000 |
| 生活障害共済(一時金型) | - | - | - | - |
| 生活障害共済(定期年金型) | - | - | - | - |
| 特 定 重 度 疾 病 共 済 | 10 | 40,000 | 11 | 45,000 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

| 種 類 | 令 和 5 年 度 | | 令 和 4 年 度 | |
|-----------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 年 金 開 始 前 | 57 | 38,314 | 57 | 37,309 |
| 年 金 開 始 後 | 39 | 18,427 | 39 | 18,584 |
| 合 計 | 96 | 56,742 | 96 | 55,894 |

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

| 種 類 | 令 和 5 年 度 | | | 令 和 4 年 度 | | |
|-----------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|
| | 件 数 | 金 額 | 掛 金 | 件 数 | 金 額 | 掛 金 |
| 火 災 共 済 | 94 | 1,046,980 | 1,436 | 101 | 1,078,270 | 1,501 |
| 自 動 車 共 済 | 1,753 | | 80,428 | 1,842 | | 83,524 |
| 傷 害 共 済 | 1,833 | 5,577,000 | 896 | 1,770 | 4,851,500 | 932 |
| 団 体 定 期 生 命 共 済 | - | - | - | - | - | - |
| 定 額 定 期 生 命 共 済 | - | - | - | - | - | - |
| 賠 償 責 任 共 済 | 88 | | 194 | 103 | | 235 |
| 自 賠 責 共 済 | 1,306 | | 22,547 | 1,404 | | 27,104 |
| 合 計 | 5,074 | | 105,501 | 5,220 | | 113,297 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 買取購買品

(単位：千円)

| 種 類 | | 令和 5 年 度 | 令和 4 年 度 |
|------------------|---------------|----------|----------|
| | | 供 給 高 | 供 給 高 |
| 生 産 資 材 | 肥 料 | 84,148 | 71,445 |
| | 飼 料 | 185,055 | 197,514 |
| | 農 業 機 械 | 22,574 | 17,463 |
| | 包 装 資 材 | 42,532 | 45,174 |
| | 保 温 資 材 | 15,725 | 19,008 |
| | 農 薬 | 95,457 | 88,007 |
| | そ の 他 生 産 資 材 | 80,291 | 84,418 |
| | 預 託 牛 | 23,389 | 25,695 |
| | 計 | 549,175 | 548,728 |
| 生 活 物 資 | 食 品 | 13,360 | 12,847 |
| | 衣 料 品 | 1,730 | 1,807 |
| | 耐 久 消 費 財 | 50 | 67 |
| | 石 油 類 | 194,502 | 194,916 |
| | L P ガ ス | 36,845 | 38,199 |
| | そ の 他 生 活 資 材 | 2,496 | 2,185 |
| | | 計 | 248,986 |
| 収 益 認 識 会 計 処 理 | | △ 288 | △ 387 |
| 合 計 | | 797,873 | 798,363 |

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：千円)

| 種 類 | 令和 5 年 度 | 令和 4 年 度 |
|-----------|-----------|-----------|
| | 取 扱 高 | 取 扱 高 |
| 米 | 920,444 | 826,150 |
| 豆 ・ 雑 穀 | 5,008 | 11,815 |
| 野 菜 | 217,168 | 206,663 |
| 果 実 | 213,247 | 229,924 |
| 花 き ・ 花 木 | 109,130 | 128,149 |
| 畜 産 物 | 482,091 | 497,863 |
| 果 樹 | 1,882 | 1,454 |
| 合 計 | 1,948,970 | 1,902,018 |

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

(単位：千円)

| 種 類 | 令和 5 年 度 | 令和 4 年 度 |
|-------|----------|----------|
| | 取 扱 高 | 取 扱 高 |
| 米 | 2,609 | 2,810 |
| 精 米 | 19,300 | 18,753 |
| そ の 他 | 81,427 | 1,129 |
| 合 計 | 103,336 | 22,693 |

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

| 項 目 | 令和 5 年 度 | 令和 4 年 度 |
|-----|----------|----------|
| 収 益 | 18,295 | 19,727 |
| 費 用 | 2,071 | 2,828 |
| 差 引 | 16,224 | 16,898 |

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

| 項 目 | | 令和5年度 | 令和4年度 |
|---------|-----|--------|--------|
| ライスセンター | 収 益 | 29,269 | 29,106 |
| | 費 用 | 13,432 | 13,430 |
| | 差 引 | 15,836 | 15,676 |
| 種子センター | 収 益 | 16,947 | 16,003 |
| | 費 用 | 12,080 | 10,024 |
| | 差 引 | 4,867 | 5,978 |
| その他施設 | 収 益 | 65,853 | 58,924 |
| | 費 用 | 58,477 | 52,894 |
| | 差 引 | 7,376 | 6,030 |

(5) 農地利用集積円滑化事業取扱実績

(単位：千円)

| 項 目 | | 令和5年度 | 令和4年度 |
|-----|---|-------|-------|
| 収 | 益 | 11 | 11 |

(6) 指導事業

(単位：千円)

| 項 目 | | 令和5年度 | 令和4年度 |
|--------|-----------|--------|--------|
| 収 益 | 賦 課 金 | 5,117 | 5,222 |
| | 補 助 金 | 5,088 | 3,724 |
| | 実 費 収 入 | 4,238 | 3,701 |
| | 合 計 | 14,445 | 12,649 |
| 費 用 | 営 農 改 善 費 | 10,801 | 10,026 |
| | 生 活 文 化 費 | 253 | 237 |
| | 教 育 情 報 費 | 4,106 | 3,288 |
| | 合 計 | 15,160 | 13,552 |

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

| 項目 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増減 |
|-----------|-------|-------|--------|
| 総資産経常利益率 | 0.20 | 0.45 | △ 0.25 |
| 資本経常利益率 | 1.48 | 3.31 | △ 1.83 |
| 総資産当期純利益率 | 0.14 | 0.30 | △ 0.16 |
| 資本当期純利益率 | 1.00 | 2.66 | △ 1.66 |

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

| 区分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増減 |
|-----|-------|-------|--------|
| 貯貸率 | 期末 | 19.81 | △ 0.47 |
| | 期中平均 | 19.96 | △ 0.97 |

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

| 項目 | 令和5年度 | 令和4年度 | |
|------|---------|---------|---------|
| 信用事業 | 貯金残高 | 176,237 | 180,640 |
| | 貸出金残高 | 34,914 | 36,650 |
| 共済事業 | 長期共済保有高 | 678,562 | 718,526 |
| 経済事業 | 購買品取扱高 | 19,460 | 19,472 |
| | 販売品取扱高 | 50,056 | 46,944 |

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

| 項 目 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|--|-----------|-----------|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 1,156,354 | 1,153,345 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 539,420 | 548,020 |
| うち、再評価積立金の額 | 479 | 479 |
| うち、利益剰余金の額 | 619,192 | 610,378 |
| うち、外部流出予定額 (△) | 2,687 | 2,722 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 50 | 2,330 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 6,439 | 8,379 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 6,439 | 8,379 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | - |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | 3,702 |
| コア資本にかかる基礎項目の額 (イ) | 1,162,793 | 1,165,426 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 4,157 | 3,179 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 4,157 | 3,179 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - |
| 前払年金費用の額 | - | - |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - |

(単位：千円、%)

| 項 目 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------------|-----------|-----------|
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 4,157 | 3,179 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ) | 1,158,636 | 1,162,247 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 4,711,740 | 4,964,726 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | - | 82,267 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | - | - |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | - | - |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | 82,267 |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 570,030 | 590,148 |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | - |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 5,281,771 | 5,554,875 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率 ((ハ)/(ニ)) | 21.93 | 20.92 |

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

| 信用リスク・アセット | 令和5年度 | | | 令和4年度 | | |
|--|---------------|----------------|-----------------------|---------------|----------------|-----------------------|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b = a × 4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b = a × 4% |
| 現金 | 78,846 | - | - | 84,865 | - | - |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - | - | - | - |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - | - | - | - |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - | - | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | - | - | - | - | - | - |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | - | - | - | - | - |
| 国際開発銀行向け | - | - | - | - | - | - |
| 地方公共団体金融機構向け | - | - | - | - | - | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | - | - | - | - | - |
| 地方三公社向け | - | - | - | - | - | - |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 5,595,155 | 1,119,031 | 44,761 | 5,678,876 | 1,135,775 | 45,431 |
| 法人等向け | 329,795 | 329,795 | 13,191 | 339,441 | 339,441 | 13,577 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 46,261 | 34,696 | 1,387 | 57,280 | 42,960 | 1,718 |
| 抵当権付住宅ローン | 144,520 | 50,582 | 2,023 | 149,573 | 52,350 | 2,094 |
| 不動産取得等事業向け | - | - | - | - | - | - |
| 三月以上延滞等 | 10,645 | 10,374 | 414 | 10,928 | 12,926 | 517 |
| 取立未済手形 | 22,497 | 4,499 | 179 | 18,003 | 3,600 | 144 |
| 信用保証協会等保証付 | 592,185 | 59,218 | 2,368 | 624,231 | 62,423 | 2,496 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | - | - | - | - | - | - |
| 共済約款貸付 | - | - | - | - | - | - |
| 出資等 | 163,553 | 163,553 | 6,542 | 163,553 | 163,553 | 6,542 |
| (うち出資等のエクスポージャー) | 163,553 | 163,553 | 6,542 | 163,553 | 163,553 | 6,542 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | - | - | - | - | - | - |
| 上記以外 | 1,679,807 | 2,971,565 | 118,862 | 1,823,087 | 3,097,617 | 123,904 |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | - | - | - | - | - | - |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー) | 849,703 | 2,124,258 | 84,970 | 849,686 | 2,124,217 | 84,968 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 11,469 | 28,672 | 1,146 | - | - | - |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー) | - | - | - | - | - | - |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | - | - | - | - | - | - |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 818,634 | 818,634 | 32,745 | 973,400 | 973,400 | 38,936 |

| 信用リスク・アセット | 令和5年度 | | | 令和4年度 | | | | |
|---|--------------------------------|------------------------|--------------------------------|------------------------|----------------|------------------------|-----------|---------|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b = a × 4 % | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b = a × 4 % | | |
| 証券化 | - | - | - | - | - | - | | |
| （うちSTC要件適用分） | - | - | - | - | - | - | | |
| （うち非STC要件適用分） | - | - | - | - | - | - | | |
| 再証券化 | - | - | - | - | - | - | | |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | - | - | - | - | - | - | | |
| （うちルックスルー方式） | - | - | - | - | - | - | | |
| （うちマンドート方式） | - | - | - | - | - | - | | |
| （うち蓋然性方式250%） | - | - | - | - | - | - | | |
| （うち蓋然性方式400%） | - | - | - | - | - | - | | |
| （うちフォールバック方式） | - | - | - | - | - | - | | |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | - | - | - | - | - | - | | |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | - | - | - | - | - | - | | |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | - | - | - | - | - | - | | |
| CVAリスク相当額 ÷ 8 % | - | - | - | - | - | - | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | - | - | - | - | - | - | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 8,663,268 | 4,743,316 | 189,732 | 8,873,462 | 4,910,649 | 196,425 | | |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉 | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b = a × 4 % | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b = a × 4 % | 570,030 | 22,801 | 590,148 | 23,605 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)計 a | 所要自己資本額 b = a × 4 % | リスク・アセット等(分母)計 a | 所要自己資本額 b = a × 4 % | 5,281,771 | 211,270 | 5,554,875 | 222,195 |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関 |
|-----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R&I) |
| 株式会社日本格付研究所 (JCR) |
| ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング (S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド (Fitch) |

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適 格 格 付 機 関 | カントリーリスク・スコア |
|-------------------|---------------------------------|--------------|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日 本 貿 易 保 険 |
| 法人等向けエクスポージャー(長期) | R&I, Moody's, JCR, S & P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー(短期) | R&I, Moody's, JCR, S & P, Fitch | |

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

| | | 令和5年度 | | | | 令和4年度 | | | | | |
|----------|----------------|----------------------|-----------|------|------------|----------------|----------------------|-----------|------|------------|----------------|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債権 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債権 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 国 | 内 | 8,789,170 | 1,421,920 | - | - | 66,919 | 8,969,709 | 1,494,813 | - | - | 65,176 |
| | 外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 地域別残高計 | | 8,789,170 | 1,421,920 | - | - | 66,919 | 8,969,709 | 1,494,813 | - | - | 65,176 |
| 法人 | 農業 | 45,923 | 45,923 | - | - | - | 36,304 | 36,304 | - | - | - |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | 4,732,072 | 317,000 | - | - | - | 4,760,072 | 317,016 | - | - | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 日本国政府・地方公共団体 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 上記以外 | 16,507 | 16,507 | - | - | - | 20,965 | 20,965 | - | - | - | |
| 個人 | 1,082,504 | 1,042,490 | - | - | 32,757 | 1,162,951 | 1,120,526 | - | - | 28,356 | |
| その他 | 2,912,164 | - | - | - | 34,162 | 2,989,417 | - | - | - | 36,820 | |
| 業種別残高計 | | 8,789,170 | 1,421,920 | - | - | 66,919 | 8,969,709 | 1,494,813 | - | - | 65,176 |
| 残存期間別残高計 | 1年以下 | 4,522,317 | 99,132 | - | - | / | 4,553,076 | 102,524 | - | - | / |
| | 1年超3年以下 | 129,483 | 129,483 | - | - | / | 144,009 | 144,009 | - | - | / |
| | 3年超5年以下 | 148,341 | 148,341 | - | - | / | 186,298 | 186,298 | - | - | / |
| | 5年超7年以下 | 92,267 | 92,267 | - | - | / | 76,819 | 76,819 | - | - | / |
| | 7年超10年以下 | 96,702 | 96,702 | - | - | / | 111,246 | 111,246 | - | - | / |
| | 10年超 | 857,031 | 829,590 | - | - | / | 858,881 | 827,363 | - | - | / |
| | 期限の定めのないもの | 28,867 | 26,406 | - | - | / | 49,965 | 46,554 | - | - | / |
| 残存期間別残高計 | | 5,875,008 | 1,421,920 | - | - | / | 5,980,294 | 1,494,813 | - | - | / |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

| 区 分 | 令 和 5 年 度 | | | | | 令 和 4 年 度 | | | | |
|---------------|------------|------------|-------|--------|------------|------------|------------|-------|--------|------------|
| | 期 首 残 高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期 末 残 高 | 期 首 残 高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期 末 残 高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 8,379 | 6,439 | - | 8,379 | 6,439 | 19,108 | 8,379 | - | 19,108 | 8,379 |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 | 64,728 | 78,461 | - | 64,728 | 78,461 | 69,496 | 64,728 | - | 69,496 | 64,728 |

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

| 区 分 | 令 和 5 年 度 | | | | | | | 令 和 4 年 度 | | | | | |
|---------|--------------------------------|------------|-------|--------|------------|------------|------------|------------|-------|--------|------------|------------|--|
| | 期 首 残 高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期 末 残 高 | 貸出金 償 却 | 期 首 残 高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期 末 残 高 | 貸出金 償 却 | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | | |
| 国 内 | 64,728 | 78,461 | - | 64,728 | 78,461 | | 69,496 | 64,728 | - | 69,496 | 64,728 | | |
| 国 外 | - | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | | |
| 地 域 別 計 | 64,728 | 78,461 | - | 64,728 | 78,461 | | 69,496 | 64,728 | - | 69,496 | 64,728 | | |
| 法 人 | 農 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 林 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 水 産 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 製 造 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 鉱 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 建 設・ 不 動 産 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 電 気・ガ 斯 ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 運 輸・ 通 信 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 金 融・ 保 險 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 卸 売・小 売 ・ 飲 食・ サ ー ビ ス 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 上 記 以 外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 個 人 | 64,728 | 78,461 | - | 64,728 | 78,461 | - | 69,496 | 64,728 | - | 69,496 | 64,728 | - | |
| 業 種 別 計 | 64,728 | 78,461 | - | 64,728 | 78,461 | - | 69,496 | 64,728 | - | 69,496 | 64,728 | - | |

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高 (単位：千円)

| | | 令和5年度 | | | 令和4年度 | | |
|------------------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用 リスク 削減 効果 勘案後 残高 | リスク・ウエイト0% | — | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウエイト2% | — | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウエイト4% | — | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウエイト10% | — | 58 | 58 | — | 61 | 61 |
| | リスク・ウエイト20% | — | 1,123 | 1,123 | — | 1,139 | 1,139 |
| | リスク・ウエイト35% | — | 50 | 50 | — | 52 | 52 |
| | リスク・ウエイト50% | — | 2 | 2 | — | 2 | 2 |
| | リスク・ウエイト75% | — | 28 | 28 | — | 33 | 33 |
| | リスク・ウエイト100% | — | 1,266 | 1,266 | — | 1,511 | 1,511 |
| | リスク・ウエイト150% | — | 4 | 4 | — | 11 | 11 |
| | リスク・ウエイト250% | — | 2,153 | 2,153 | — | 2,124 | 2,124 |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| リスク・ウエイト1250% | — | — | — | — | — | — | |
| 計 | — | 4,684 | 4,684 | — | 4,933 | 4,933 | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

| 区 分 | 令 和 5 年 度 | | 令 和 4 年 度 | |
|---------------------------|--------------------|---------|--------------------|---------|
| | 適 格 金 融 資 産 担 保 | 保 証 | 適 格 金 融 資 産 担 保 | 保 証 |
| 地方公共団体金融機関向け | － | － | － | － |
| 我が国の政府関係機関向け | － | － | － | － |
| 地 方 三 公 社 向 け | － | － | － | － |
| 金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け | － | － | － | － |
| 法 人 等 向 け | － | － | － | － |
| 中小企業等向け及び個人向け | | 22,025 | 271 | 29,078 |
| 抵 当 権 住 宅 ロ ー ン | － | － | － | － |
| 不動産取得等事業向け | － | － | － | － |
| 三 月 以 上 延 滞 等 | － | 423 | － | 551 |
| 証 券 化 | － | － | － | － |
| 中央清算機関関連 | － | － | － | － |
| 上 記 以 外 | 5,008 | 81,980 | 5,007 | 78,752 |
| 合 計 | 5,008 | 104,429 | 5,279 | 108,382 |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい
い、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している
債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向
け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二
以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に
かかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央
政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定
資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定において出資として計上されているものであり、当JAにおいては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

| | 令和5年度 | | 令和4年度 | |
|-----|----------|---------|----------|---------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | - | - | - | - |
| 非上場 | 696,223 | 696,223 | 696,223 | 696,223 |
| 合計 | 696,223 | 696,223 | 696,223 | 696,223 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

| | 令和5年度 | 令和4年度 |
|-------------------------------|-------|-------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | - | |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | - | |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー | - | |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー | - | |
| フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー | - | |

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（I R R B B）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するI R R B Bの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でI R R B Bを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔE V E）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用して

います。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

変動はありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

| I R R B B 1 : 金利リスク | | | | | |
|---------------------|-----------|----------------|-----|----------------|-----|
| 項番 | | $\Delta E V E$ | | $\Delta N I I$ | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | - | 3 | 10 | 11 |
| ② | 下方パラレルシフト | 11 | - | - | - |
| 3 | スティープ化 | - | 21 | | |
| 4 | フラット化 | 3 | - | | |
| 5 | 短期金利上昇 | - | - | | |
| 6 | 短期金利低下 | 13 | 7 | | |
| 7 | 最大値 | 13 | 21 | 10 | 11 |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 1,158 | | 1,162 | |

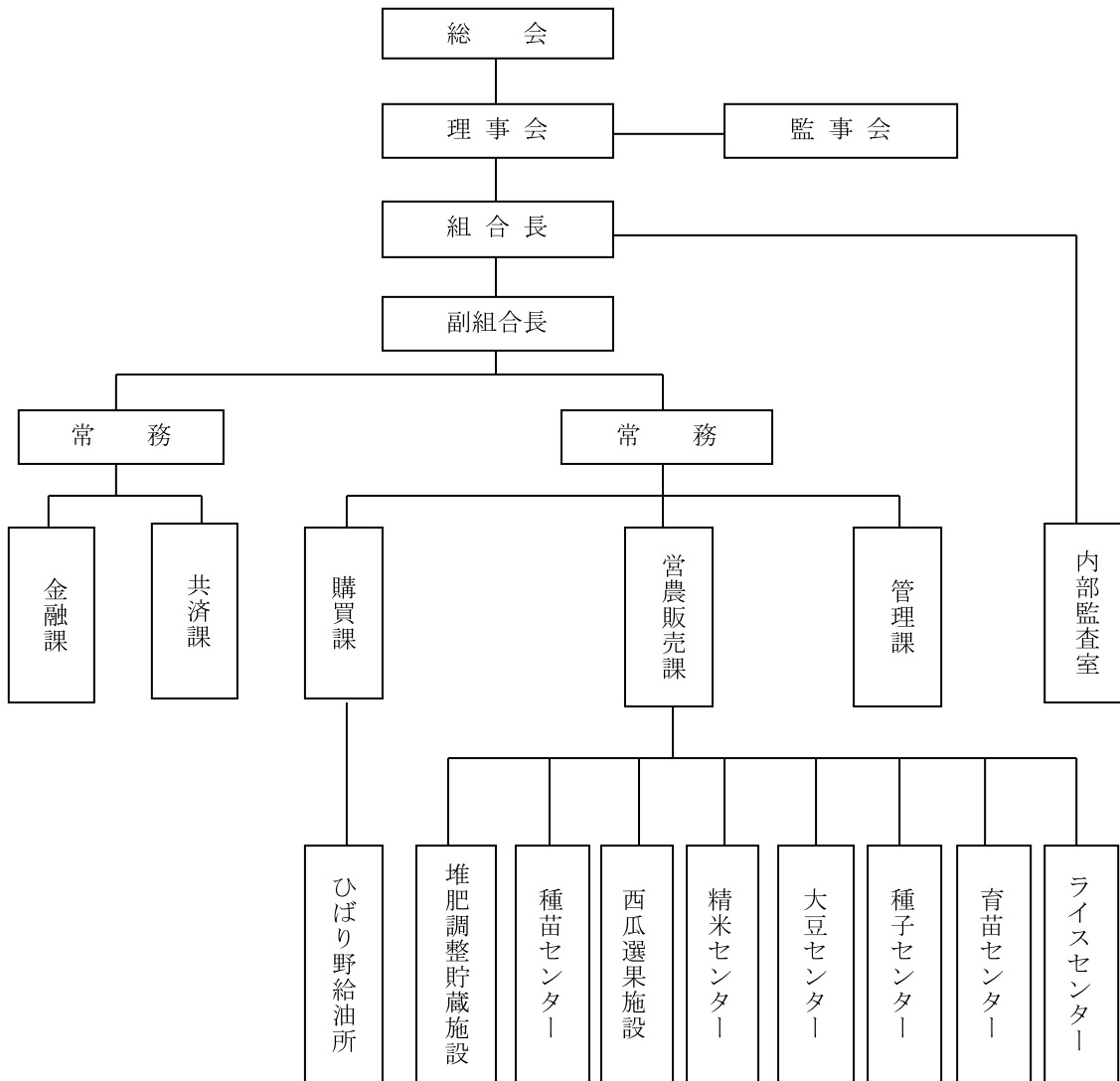
VI 連結情報

該当はありません。

【JAの概要】

1. 機 構 図

令和6年4月1日現在



2. 役員構成（役員一覧）

（令和6年7月現在）

| 役員 | 氏名 | 代表権の有無 | 役員 | 氏名 | 代表権の有無 |
|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 代表理事組合長 | 佐々木 常 芳 | 有 | 理 事 | 小 野 裕美子 | 無 |
| 代表理事専務 | 越 前 芳 博 | 無 | 理 事 | 和 泉 嘉 郎 | 無 |
| 常 務 理 事 | 佐 藤 嘉 宏 | 無 | 理 事 | 平 柳 鉄 也 | 無 |
| 常 務 理 事 | 斎 藤 隆 彦 | 無 | 代 表 監 事 | 土 田 祥 悦 | 無 |
| 理 事 | 鈴 木 ツタ子 | 無 | 監 事 | 柴 田 均 | 無 |
| 理 事 | 成 田 知 哉 | 無 | 員 外 監 事 | 松 野 利喜男 | 無 |

3. 組合員数

（単位：人、団体）

| 区 分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|-----------|-------|-------|------|
| 正 組 合 員 | 1,337 | 1,384 | △ 47 |
| 個 人 | 1,328 | 1,375 | △ 47 |
| 法 人 | 9 | 9 | 0 |
| 准 組 合 員 | 152 | 160 | △ 8 |
| 個 人 | 101 | 108 | △ 7 |
| 法人／その他の団体 | 51 | 52 | △ 1 |
| 合 計 | 1,489 | 1,544 | △ 55 |

J Aの組合員組織を記載しています。

4. 組合員組織の状況

（単位：人）

| 組 織 名 | 構 成 員 数 | 組 織 名 | 構 成 員 数 |
|-------------|---------|-----------------|---------|
| 青 年 部 | 37 | 新 成 園 芸 組 合 | 18 |
| 女 性 部 | 125 | 枝 豆 部 会 | 15 |
| 西 瓜 生 産 部 会 | 62 | 果 樹 部 会 | 5 |
| き ゆ う り 部 会 | 10 | 葉 菜 部 会 | 6 |
| ト マ ト 部 会 | 3 | 肉 用 牛 組 合 | 13 |
| 花 卉 園 芸 部 会 | 27 | 酪 農 研 究 会 | 4 |
| メ ロ ン 部 会 | 18 | 堆 肥 供 給 利 用 組 合 | 12 |
| そ ら ま め 部 会 | 7 | 水 稻 採 種 圃 組 合 | 20 |
| ち ょ ろ ぎ 部 会 | 11 | 農 業 青 色 申 告 会 | 53 |

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

6. 地区一覧

秋田県雄勝郡羽後町 新成、明治、元西地区

7. 沿革・あゆみ

| | |
|------------|--|
| 平成10年6月1日 | J A新成、J A羽後明治、J A元西の3 J Aが合併し「J Aうご」が誕生する。 |
| 平成14年7月11日 | 西瓜選果施設竣工式 |
| 平成14年7月13日 | 西瓜選果施設稼働開始 |
| 平成15年9月26日 | 種子センター竣工式 |
| 平成16年6月 | 元西支所、A T M移転 |
| 平成18年3月15日 | 堆肥調整施設起工式 |
| 平成20年10月 | 美少女イラスト米袋販売開始 |
| 平成27年5月11日 | 種子センター乾燥施設増設竣工式 |
| 平成27年11月2日 | みほうまれプレスリリース |
| 平成28年1月27日 | 樽の音（天然醸造味噌）発売 |
| 令和元年3月25日 | 集出荷施設、米穀フレコン倉庫竣工式 |
| 令和元年11月5日 | 信用共済事務所移転営業開始 |
| 令和3年10月 | 明治、元西A T M廃止 |

8. 店舗等のご案内

（令和6年4月現在）

| 店舗及び事務所名 | 住所 | 電話番号 | A T M（現金自動化機器）設置・稼働状況 |
|----------|-----------------|--------------|-----------------------|
| 本所 | 雄勝郡羽後町新町字野町1 | 0183-62-5832 | |
| 管理課 | 雄勝郡羽後町足田字泉田45-1 | 0183-62-1120 | A T M 1台 |
| 営農販売課 | 雄勝郡羽後町足田字泉田45-1 | 0183-62-5827 | |
| 購買店舗 | 雄勝郡羽後町足田字泉田45-1 | 0183-62-0500 | |

＜組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係＞

| 開 示 項 目 | ページ | 開 示 項 目 | ページ |
|---|-------|--|----------|
| ●概況及び組織に関する事項 | | ・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 | 45 |
| ○業務の運営の組織 | 68 | ・主要な農業関係の貸出実績 | 46 |
| ○理事及び監事の氏名及び役職 | 69 | ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 | 45 |
| ○事務所の名称及び所在地 | 70 | ・貯貸率の期末値及び期中平均値 | 54 |
| ○特定信用事業代理業者に関する事項 | 70 | ◇有価証券に関する指標 | |
| ●主要な業務の内容 | | ・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 | 48 |
| ○主要な業務の内容 | 14～20 | ・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高 | |
| ●主要な業務に関する事項 | | ・有価証券の種類別の平均残高 | |
| ○直近の事業年度における事業の概況 | 3～7 | ●業務の運営に関する事項 | |
| ○直近の5事業年度における主要な業務の状況 | 42 | ○リスク管理の体制 | 10 |
| ・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） | | ○法令遵守の体制 | 11 |
| ・経常利益又は経常損失 | | ○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 12 |
| ・当期剰余金又は当期損失金 | | ●組合の直近の2事業年度における財産の状況 | |
| ・出資金及び出資口数 | | ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 | 21.22.38 |
| ・純資産額 | | ○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 47 |
| ・総資産額 | | ・破綻先債権に該当する貸出金 | |
| ・貯金等残高 | | ・延滞債権に該当する貸出金 | |
| ・貸出金残高 | | ・3か月以上延滞債権に該当する貸出金 | |
| ・剰余金の配当の金額 | | ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | |
| ・職員数 | | ○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額 | 47 |
| ・単体自己資本比率 | | ○自己資本の充実の状況 | 57 |
| ○直近の2事業年度における事業の状況 | 43 | ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | 48 |
| ◇主要な業務の状況を示す指標 | | ・有価証券 | |
| ・事業粗収益及び事業粗利益率 | | ・金銭の信託 | |
| ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 | | ・デリバティブ取引 | |
| ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや | | ・金融等デリバティブ取引 | |
| ・受取利息及び支払利息の増減 | | ・有価証券店頭デリバティブ取引 | |
| ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 | 54 | ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 48 |
| ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 | 54 | ○貸出金償却の額 | 48 |
| ◇貯金に関する指標 | 44 | | |
| ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 | | | |
| ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 | | | |
| ◇貸出金等に関する指標 | 44 | | |
| ・証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 | | | |
| ・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額 | 45 | | |

<自己資本の充実の状況に関する開示項目>

「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項」に基づく開示項目

| 開 示 項 目 | ページ | 開 示 項 目 | ページ |
|--|-----|---------------------------------------|-----|
| ●単体における事業年度の開示事項 | | ・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 65 |
| ○自己資本の構成に関する開示事項 | 55 | ・ 金利リスクに関する事項 | 66 |
| ○定性的開示事項 | | ○定量的開示事項 | |
| ・ 自己資本調達手段の概要 | 13 | ・ 自己資本の充実度に関する事項 | 57 |
| ・ 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | 13 | ・ 信用リスクに関する事項 | 59 |
| ・ 信用リスクに関する事項 | 10 | ・ 信用リスク削減手法に関する事項 | 63 |
| ・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 63 | ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 64 |
| ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 64 | ・ 証券化エクスポージャーに関する事項 | 64 |
| ・ 証券化エクスポージャーに関する事項 | 64 | ・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 | 65 |
| ・ オペレーショナル・リスクに関する事項 | 11 | ・ 金利リスクに関する事項 | 66 |

本誌は農協法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー（情報開示）資料です。
（発行：令和6年8月）